

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 (情報通信審議会 第4次中間答申)に対するパブリックコメント(詳細版)

<全般>

提出者	意見	理由	回答
衛星放送関係事業者等	「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の具体的な検討においては、BS放送のデジタル化推進と密接な連携を取ることが必要であると考えます。	準基幹放送として全国の視聴者が等しく利用可能な広くあまねく提供されるサービスであるBS放送においても、アナログ放送の停波・デジタル放送への全面移行の期限は平成23(2011)年とされています。 地上デジタル放送と受信機を共用することからも、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の具体的な検討においては、BS放送も考慮した上で行われるべきであると考えます。 地上放送で、 ① アナログ放送でカバーしていた地域に、100%デジタル放送を送り届けること ② 個別受信か共同受信かを問わず、すべての世帯でデジタル放送を受信・視聴できる環境が整うことを確保することにおいて、その取組を一層加速するためにも、BS放送のデジタル化推進と密接な連携を取ることが必要であると考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	3ページ(該当部分) 「政府全体としての取組が行われることとなるよう努めるべきである」 この視点には賛成します。	テレビの地上デジタル放送への移行は、国策として政府全体で推進されるべきものと考えます。 例えば、安価な受信機を市場に出すことや膨大な数のアナログテレビのリサイクルについては、経済産業省の所管事項になります。 今後は総務省だけでなく、様々な省庁を含めた政府全体が2011年のアナログテレビ完全終了を目指すべきです。 また現在検討されているアナログテレビ終了後の周波数帯の有効利用では、政府系機関や地方公共団体、さらに携帯電話事業者などの一般企業による使用希望が出ています。政府だけでなく地方公共団体さらには経済界などを含めた「オールジャパン」態勢でアナログテレビの地上デジタル放送への完全移行に向けて一丸となって進んでいくべきであると考えます。	賛成意見として承ります。 なお、政府では、本年9月に、内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、政府全体で、地上デジタル放送への移行に取り組んでいます。また、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体、総務省等が参加する「地上デジタル推進全国会議」において、本年11月に第8次行動計画を策定し、関係者が一丸となって取組を進めています。
地上放送関係事業者等	3ページ(該当箇所) 「また、放送のデジタル化にあたって諸外国でとられている政策も審議会の議論の過程で参照した。そのいくつかは本答申においても触れられている。ただし、例えば、地上波、衛星波、ケーブルテレビ等の放送の視聴形態をはじめ、その国における放送の位置付け等がそれぞれ異なる中で各国に適した政策が選択されているものであり、我が国の政策について議論するにあたって、これらの政策を参照する際には、このような放送の位置付け等の違いに十分留意する必要がある。」 この視点には賛成します。	世界各地で様々な形で放送のデジタル化が始まっていますが、各国で技術的な方式やデジタルでの番組編成の在り方も大きく違います。 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」が先般公表した「中間取りまとめ」への弊社の「パブリックコメント」でも同様の意見を述べましたが、我が国における放送の在り方は他国とは大きく違います。いたずらに他国の制度を模倣するのではなく、我が国の実情にあった放送制度や政策の立案と実施が望ましいと考えます。	賛成意見として承ります。
地上放送関係事業者等	当協会(以下、「NHK」)は情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(以下、「委員会」)に委員として参加し、第4次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(以下、「中間答申」)の審議にも参加して参りました。 その立場から、今回の中間答申に記載されている内容については概ね適当なものと考えます。 一方、委員会における審議の中でも申し述べたとおり、2011年の完全デジタル移行までは4年を切っており、国民の基幹メディアであり情報インフラであるアナログテレビ放送を短時間で終了させるためには、より一層強力な施策と国の強いリーダーシップが不可欠であると考えます。 以下の意見は、主に、今回の中間答申には盛り込まれなかったものの、中間答申の内容を更に推進する観点から、早急に検討すべき課題等について、現段階でのNHKの考え方を申し述べるものです。		賛成意見として承ります。

自治体等	(1) 放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義 地方自治体にも関わりのある例として、②安心・安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能で、「自営通信」とあるが、この記述だけでは、理解できない。 地方自治体や住民が理解しやすいよう、具体的な使用例なども含めた説明をすること。	地方自治体や住民がしっかり理解できるようなデジタル化の意義(メリット)の説明がないままでは、円滑なデジタル化への移行に支障を来してしまう。具体的でわかりやすい説明が必要。	今後の検討の参考とさせていただきます。
自治体等	(3) 取組の基本姿勢 「本答申において提言された事項について、政府が十分尊重し実行に移すことを期待するとともに、その他の関係者による取組が行われることも併せて期待するものである。また、その際には、本答申により提言された事項が国民に十分理解されるよう、政府が取り組むことが適切であると考える。」とされていることについて、国においては、審議会からの答申を十分尊重し、実行されるようお願いする。		審議会からの答申を十分に尊重して取り組んでまいります。
地上放送関係事業者等	2011年の完全デジタル移行まで4年を切ったことを踏まえ、厳しい状況認識を持つべきと考えます。	アナログ放送が2011年に終了することの認知率が一昨年の9.2%、昨年の32.1%から、60.4%(本年3月総務省調べ)に上昇していることについて、周知広報の取組に一定の成果があったものと考えられますが、完全デジタル移行まで4年を切った現時点では、認知率もさることながら、受信機の世帯普及率の向上に努力を傾注すべきではないかと考えます。本年3月現在の受信機の世帯普及率は27.8%と、まだ3割に満たない現実を直視し、厳しい現状認識の元に、政府主導で受信体制の整備に取り組む決意が必要と考えます。	受信機の世帯普及率は、当初の普及目標に沿って推移しているところですが、ご指摘のとおり、さらに「受信機の世帯普及率の向上」に向けて取り組むことは重要であると考えます。
地上放送関係事業者等	送信対策について、放送事業者の努力の限界を超える部分については国の支援が不可欠です。一方、受信対策については、国が主導的立場で課題解決に当たる姿勢を明記すべきと考えます。	「国は、予算・制度立案等の面において、地上デジタル放送の推進のための個々の施策を着実に実行するとともに、デジタル化全体について関係者を束ねて推進する役割を担うべきである」と答申に記述されている点について、国の果たすべき役割、指導力に大いに期待します。 一方、「電波の送信主体として、自助努力によってアナログの電波でカバーしていた世帯の100%をカバーするべきである」との指摘について、放送事業者は最大限の努力と協力は惜しみませんが、その努力の限界を超える部分については国の支援が不可欠です。自助努力で99%までカバーできる目途がたち、送信側の課題については、ほぼ達成の見通しがついたと考えます。 なお、デジタル完全移行に向けた課題を整理する際は、送信側、受信側を切り分けるべきと考えます。デジタル化は国策によって進められているものであり、受信対策は一義的に国の責任で行うものと考えられるので、国が主導的に取り組む姿勢を明確に打ち出すべきです。	国において、中継局整備支援について必要な予算措置を講じられるよう、取り組んでいるものと考えます。また、受信対策については、基本的には、民間放送事業者の責任ではありませんが、受信者に対する周知・広報等について、放送事業者も一定の役割を果たすべきであると考えます。
地上放送関係事業者等	国は2011年7月24日までにアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行するべく万難を排して必要な諸施策を実行するべきである	民間放送事業者は、デジタル放送への完全移行をスケジュール通り2011年7月24日までに成し遂げることを至上命題と捉え、中継局の整備や周知広報等について最大限の自助努力をしているところである。 国は「2011年7月24日までにアナログ放送終了」という大方針の完遂に向けて、全関係省庁が一体となって、あらゆる課題の解決に強力に取り組むべきである。また、完全移行は視聴者に立場にも配慮して余裕を持って実現することが望ましく、2009年度中もしくは2010年度の前半には完全移行にメドが立つよう、国は制度整備や予算の確保に全力で取り組み、施策のスピードアップを図るべきと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、政府では、本年9月に、内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、政府全体で、地上デジタル放送への移行に取り組んでまいります。
個人	・「早いがお得キャンペーン」の実施 ・「早いが大損」とならない政策運用を望む	・消費者は、後になればなるほど「安くなる」と考えているからこそ「停波直前にデジタルテレビを買う」と考えている。したがって、「はやくデジタル化すれば、金銭的に得をする。」手段を案出する必要がある。例えば、総務省からD-palに補助金を出し、D-palはユーザーから早期デジタル化に対してキャッシュバックするなどの手法を案出すべきである。 ・視聴者が早期にデジタル化した場合に、現時点ですでに以下の「早いが大損」となる政策が運用されている。 -2011年から始まるという「新たなBSデジタル放送」は「現時点の3波共用機では受信できない」可能性が高い。 -墨田タワーが2011年に出来るとの話であるが、そうすると、東京タワーに向けた新UHFアンテナの改修が必要となる可能性が高い。また、難視聴施設改修の再構築や変更と言うコストが生じる可能性がある。 こういった懸念について、早期に整理し、周知すると同時に「早いが大損」とならない政策運用を望む次第である。	早期にデジタル受信機を購入した方は、早期にデジタル放送のメリットを享受することが出来ます。また、新たなBSデジタル放送の受信可否や「墨田タワー」に伴うアンテナ改修については、地上放送のデジタル化と直接関連するものではないと考えますが、参考意見として承ります。
自治体等	(1) 現状認識 国は、今後も、地方公共団体、放送業界等と連携して、より一層、国民の認知度を高める努力をすべき。	アナログ放送が平成23年に停波することの認知率は60.4%と情報通信審議会の答申にもあるように、未だ、国民の認知度は十分ではないと考えられる。地デジ移行時に混乱が予想されるので、より一層の認知度を高める努力をすべきである。	ご指摘のとおりと考えます。
CATV関係事業者等	ケーブルテレビ事業者である当社は、今回の答申の役割以上を実現できる実力および可能性をもっており、デジタル化にあたり国民との接点に立ち協力を行なっていきたいと考えます。 よって、これまで家庭、自治体などとの間で蓄積してきた良好な関係を活かし、積極的な貢献ができるよう、ケーブルテレビ全体に地上デジタル放送普及促進のメインプレーヤーとしての位置付けを与えて頂くことを要望致します。	ケーブルテレビ経由で地上波を視聴している世帯数は約2,900万世帯(2007年3月末現在 世帯普及率56%)であり、2011年には地上デジタル放送視聴可能世帯は2,300万世帯をカバーすることになっていきます。 2011年7月24日の完全デジタル化を無事クリアすることは国家的大事業ですが、そのためには、受信機の普及、共聴施設のデジタル化などの課題があり、この点主要な局面で家庭・地域や自治体に密着してきた実績のあるケーブルテレビ事業者が、行政と国民との間に立って推進する仕組みを作っていたことにより、それ相応な貢献ができるかと考えます。 一方で、今回の答申は必ずしもケーブルテレビ事業者がデジタル化のメインプレーヤーとして位置付けられているとは言い難い内容になっており、補完措置にすら位置付けられておりません。ケーブルテレビ事業者はデジタル化にあたり国民との接点に立ち、様々な協力が可能です。長年かけて築き上げた家庭、自治体などの地域との良好な関係を活かすと自負しております。従って、今後の具体的な計画に参画させていただきたく強く要望致します。	ケーブルテレビ事業者におかれては、2011年7月11日の地上デジタル完全移行に向けて、共聴施設のデジタル対応の促進等について可能な限りご協力いただきたいと思います。

地上放送関係事業者等	1. 国は、2011（平成23）年のアナログ放送終了・デジタル放送完全移行に必要な予算の確保、制度の整備、施策の立案を行うべき	放送事業者は、国の基本計画に沿って、平成18年12月までに全国のデジタル親局から地上デジタルテレビ放送を開始し、アナログ放送受信世帯の100%カバーに向け、デジタル中継局の整備に最大限の自助努力を重ねている。 2011年まで4年を切った今、国は、関係省庁が一体となってアナログ放送終了・デジタル放送完全移行に必要な予算の確保、制度の整備、施策の立案を行うべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、政府では、本年9月に、内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、政府全体で、地上デジタル放送への移行に取り組んでいます。
個人	P14は、送信側の課題として、平成20年の早い時期までにIP同時再送信の実用化に向けた公表が必要であるとの提言が、またP26は、受信側の課題として、主に共聴施設の改修に対する提言が示されている。地形難視地域などに施設された共聴施設を、デジタル放送に対応する施設に改修する検討を行う場合に、現在検討が進められている諸方策と比較検討できることが望ましい。そのために、現在検討が進められているIP同時再送信など、光回線を活用した方策や衛星によるセーフティネットなどが、今後どのように検討され具体化されようとしているのか、全体的なスケジュールを早い時期に示していただきたい。また、この問合わせ窓口を明確にしていきたい。	平成23年（2011）年7月24日まで残り4年弱となりました。アンテナを取り替えるなどの自助努力で地デジ受信できる世帯は良いが、そうでない地域の皆さまが、地デジ受信のための準備を進めていくためには、現在検討が進められている諸策の適用について比較検討でき、最良の手段・時期に対応すべきことが必要不可欠である。	ご指摘を踏まえて、検討を進めて参ります。
個人	現状、国民が地上デジタル放送への移行メリットを感じることは困難である。今後メリットを伝えるということに腐心するだけでなく、わずかなメリットしか無いことを自覚しそれに見合った軽い負担で移行が可能となるような施策を考えるべきである。負担軽減を妨げる要因を国主導で取り除いていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ●「国民にデジタルに移行するための行動を起こしていただくためのきめ細かな周知広報や、相談体制の整備が重要になる」とのことだが、そもそも国民にとってのデジタル移行のメリットが存在しない現状でこういう「広報」は大きなお世話である。また移行したい人間に対するサポートは必要であろうが、それを無理に押しつけるような「相談体制」が用意されるのでは却って害がある。 ●現状追認でなしに、まだまだやるべきことが残っているのではないか。 ●「放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義」として列挙されているものには、ユーザーの利益となるものは一つない。「周波数の有効利用」については、既存メディアと競合するような新たな企業の参入を妨害するような実態（国による規制もそうだし、メディア業界の慣行もそう）がある限り、「有効利用」のメリットが得られずに終わってしまう可能性がある。「移動体向けのマルチメディア放送」「ブロードバンド通信」「携帯電話」のいずれも総務省による規制と少数企業による反競争状態が予想されるところである。各種サービス企業の増加（一定の質の担保は必要だが）と競争の促進を伴わなければ絵に描いた餅であろう。地上デジタル放送へ移行しても民放チャンネル数が変わらないのがそれを象徴している（技術的には増えても良い筈だというのに！）。 ●「放送のデジタル化を契機に、ますます日本の関連産業の国際競争力が強化されるとともに、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待される」とのもとも極めて雑。国民が地上デジタル放送への移行を忌避すればその前提が崩れるからである。しかも日本の地上デジタル放送は独自の技術を使っており、そのまま国際競争力に繋がるか疑問（むしろ海外ではその規格に合わせるため二度手間をメーカーに強いることになる）。日本国民だけが強いられる「コピワンス」や B-CAS 等の特殊仕様も含め、国際競争の観点から改めなければならない点が多いのではないか。 	地上デジタル放送のメリットについては、高画質、データ放送、電子番組表、携帯端末向け放送（ワンセグ）等が可能となるなどのメリットがあります。また、ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

<中継局整備>

提出者	意見	理由	回答
個人	<p>「第2章 送信側の課題(1) 中継局の整備」のうち、「(1) 中継局の整備についての基本的考え方」で、「①アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波がカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされることが基本」とされているとおり、「(4) 中継局ロードマップ」で、「早急に見込み時期の具体化に向けて国及び放送事業者において検討し、本年度中に中継局ロードマップの見直し」への対応の中で、東京タワーからの電波がVHFからUHFに変更されても従来どおり電波が受信できるよう、中継局ロードマップの見直しを図ってもらいたい。</p>	<p>社団法人デジタル放送推進協会のホームページ中の「地上デジタル推進全国会議 中継局ロードマップ～エリアのめやす～」において「地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす」(http://www.dpa.or.jp/chideji/area/kanto.NHK.html等)で緑色で表示された2006年末には電波でカバーされるとされている地域において、現時点でも東京タワーの電波がVHFからUHFに変更になったこと等により良好に視聴することが難しい地域の発生が懸念されるので、当該地域が現在、地上デジタル放送が視聴可能でない場合には、中継局ロードマップの見直しが必要と思われる。また、電力事業者はその保有する送電線により発生した電波障害により設置している共同受信施設のデジタル対応は行わず、電波により受信することを施設利用者に求めていることから、電力事業者にデジタル化後も共同受信施設を提供させないであれば、送電線建設以前に視聴していた電波がVHFからUHFに変更になっても良好に受信できるよう中継局ロードマップの見直しが必要と思われるため。</p>	<p>東京タワーからの電波がVHFからUHFに変更されることに伴い地上放送が受信できなくなる地域については、本年9月に総務省が公表した「市町村別ロードマップ」において、「新たな難視」として整理し、今後、その地域への対応を検討することとしている。もし、「新たな難視」に該当するにもかかわらず、市町村別ロードマップで、電波のカバーエリアとされている場合には、個別に総務省又は地方総合通信局に確認してください。</p>
地上放送関係事業者等	<p>地域情報通信基盤整備交付金による支援措置が実行されたことを高く評価するとともに、来年度以降も引き続き同種の支援措置がとられるよう要望します。また、その際には、今年度の運用で実際に生じている様々な問題について再検討・改善を加え、より効果的な支援措置がとられるよう要望します。</p>	<p>答申にも記述されている通り、今年度の当該交付金の運用にあたっては、事業主体が市町村に限定され、放送事業者が対象外になっているほか、年度内の執行が要求されているために、中継局整備全体のスケジュールとの整合性がとれず、特に積雪地域においては、十分な工期を確保できないなどの問題が生じています。このような問題点をできる限り改善し、来年度以降も引き続き積極的な支援措置がとられるよう要望します。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>ギャップフィルターの制度整備については、答申の通り、早期の実用化を目指すことに賛同します。ギャップフィルター本体はもとより、ギャップフィルター置局地点までの中継系伝送路の整備が迅速に進むよう積極的な取り組みを要望します。</p>	<p>ギャップフィルターは、答申の記述どおり、混信問題や費用面で有効であり、辺地の難視聴地域等で今後の整備が期待されますが、その際には、ギャップフィルター本体に対する整備はもとより、ギャップフィルター置局地点まで、光ファイバー等の有線伝送路によってデジタル放送が送信されることが必要です。しかし、辺地であるが故に通信事業者等の設備投資意欲が高まらず、中継系伝送路の整備は進んでいないのが実情です。今後の整備にあたっては、ギャップフィルター本体と中継系伝送路をセットとして捉えたスキーム作りが必要と考えます。</p>	<p>賛成意見として承ります。また、ギャップフィルター整備に関する支援措置については、ご要望として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>中継局ロードマップについては、その情報更新に注力することはもちろんのこと、作成後の周知も同等に重要と考えます。特に地方公共団体が積極的にロードマップを活用されることを期待します。</p>	<p>中継局ロードマップは、国民が各地域の受信状況を確認する上での重要な情報源であり、その情報更新については放送事業者も全力を挙げて取り組んでいます。ただ、新たなロードマップを作成しても、それが有効に利用されなくては全く意味をなしません。その情報を国民が手にして初めてその役割を果たせるものです。ロードマップの周知徹底において、地域住民と密接な関係にある地方公共団体の果たす役割は最も重要であり、その取り組みに期待するとともに、国から地方公共団体への積極的な働きかけを要望します。</p>	<p>ご指摘のとおりと考えます。総務省においては、中継局ロードマップを踏まえて作成した市町村別ロードマップについて、地方公共団体に対し、説明会等を実施することにより周知徹底を図っています。</p>
地上放送関係事業者等	<p>北海道の放送事業者はデジタル中継局整備の建設に関わる国の助成が、来年度以降も継続されるとともに、今年度のICT交付金の補助率を上回る支援を要望します。条件不利地域での中継局建設にあたっては、電波利用料を原資とした助成、過疎債等の活用等、中継局の所有形態に関わりなく、一律の支援をお願いします。</p>	<p>本中間答申の本文(7ページ)にあるとおり、北海道の民放事業者も約99パーセントの中継局整備を計画しておりますが、広大なエリアのため経営的な上限に達しております。現在「検討中」の建設の見込みの立っていない中継局は、アナログ放送時代よりの条件不利地域であり、アナログ中継局建設にあたっては自治体助成や格差是正事業などの公的支援措置の対象となってきます。デジタル中継局建設にあたっては地域情報通信基盤整備交付金等の公的措置をあまねく活用できるように、制度改善と地域負担の低減に向けた制度拡充を強く要望いたします。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>本文にもある通り、北海道等豪雪地帯における工期確保等、冬季間工事が出不来ない地域への配慮をお願いしたい。</p>	<p>北海道での中継局の工事期間は、積雪がない期間に限られるため、雪解けとともに着工可能な制度、または複数年度に渡り工事が可能な制度にして下さるよう要望します。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>3ページ(該当部分)「放送事業者は、電波の送信主体として、自助努力によってアナログでカバーしていた世帯の100%をカバーすべきである」放送事業者の自助努力のみでは限界があります。</p>	<p>アナログ中継局の設置は、各地で様々な経緯で設置されています。近畿において極微小電力の「ミニサテライト局」は、当該地域の負担で建設されました。アナログでミニサテライト局を必要とした地域のうち、別のデジタル中継局がカバー可能である場合や、ケーブルテレビに全戸が加入した場合、デジタルではミニサテライト局が必要でないケースがあります。またデジタルにおいても「ミニサテライト局」が必要な場合、当社では費用負担も含め置局・ケーブル化検討をしています。しかしながら、地域によっては放送局の「自助努力」ではカバーできない地域も出てくるのが予想され、国・地方自治体の財政支援も必要なケースがあると考えられます。当社の場合、VHFの親局の電波でカバーできていたが、親局がUHFに変わることにより発生する放送対象地域内の難視聴地区への対応は、新たな問題として検討しているところです。地上テレビをVHFからUHFに移行させデジタル化することは、国策であり、このような新たな難視聴地域への対応は国の負担で行われるべきと考えます。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>

地上放送関係事業者等	<p>8ページ (該当箇所) 「国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴するよう、それぞれの役割を果たしていくべきであり、この点については、引き続き基本的な方針とされるべきである」</p> <p>この提言には放送を当該局の放送対象地域以外で視聴している場合、様々な問題があるため、より一層の検討が必要と考えます。</p>	<p>①視聴者による直接受信の場合 当社には「少数波地区」（その地域を放送対象地域とする民放地上波局が1～2局）で放送対象地域外の当社のアナログ電波を、地域内の放送を補完する形で日常的に直接受信している視聴者が多数存在します。 しかしながら、これらの地域の中にはアナログでは届いていた電波がデジタル波では到達しない地区が多くあります。このような地区において国・地方自治体は、2011年のアナログ放送終了をどのようにして迎えるかを検討しなければならないと考えます。電波の到達度の広いVHFを使ったアナログ放送からUHFを使うデジタル放送への移行は、国の政策です。従って、検討の結果、このような地区に何らかの救済措置が必要であるとなった場合、一義的には国の責任において処理されるべきものと考えます。</p> <p>②ケーブルテレビによる「区域外再送信」の場合 「直接受信」でないケースとして、ケーブルテレビによる「区域外再送信」が考えられます。 昨年度、少なからぬ地方の地上波テレビ局が、デジタル化の投資で赤字決算となりました。デジタル化の投資に加え、ケーブルテレビによる区域外再送信が常態化することによって、地方局が過度の競争に晒され、経営体力がさらに弱れば、視聴者が享受できる地域情報の量や番組の質に悪影響が出る可能性があります。 ケーブルテレビに加入していない視聴者は基本的に地元の地上波局しか視聴できません。区域外再送信問題で視聴者の利益を考える際には、ケーブルテレビに加入していない視聴者も含めた「区域内」のすべての視聴者が現在享受している、地元局の現行の放送番組の質や種類の維持も念頭に置いた検討が行われるべきと考えます。 現在各地で、ケーブルテレビによる「大臣裁定」の申請が行われています。裁定制度が出来た頃はケーブルテレビが保護されるべき小さな存在であったかも知れませんが、現在ではケーブルテレビは地上波局と変わらない経営規模になっています。 ケーブルテレビや地上波を巡る環境が大きく変わっており、ケーブルテレビにのみ有利な「大臣裁定」制度には大きな問題があり撤廃すべきと考えます。</p>	<p>参考意見として承ります。 なお、区域外再送信の問題については、情報通信審議会からの指摘もあり、有識者による研究会を立ち上げているところです。</p>
地上放送関係事業者等	<p>9ページ (該当箇所) 来年度以降も引き続き中継局の建設について財政上の措置を国として検討していくことが必要である。なお平成19年度予算措置として設けられた交付金を用いたデジタル中継局整備事業は、中継局の本来の整備主体である放送事業者以外の市町村等を事業主体としていること、条件不利地域に設置を必要とする中継局は中継局ネットワークの終端に位置することが一般的であり、このような中継局をあらかじめ整備するためには、整備計画全体の前倒しが必要となるため、平成19年度においては対応が困難な中継局があったことなどが、更に改善すべき点として指摘できる。そのため、国が来年度の支援措置の検討を行う場合には、こうした点についても考慮する必要がある」</p> <p>賛成します。 中継局の設置に関しては国の財政支援は自治体以外にも検討されるべきと考えます。</p>	<p>例えば近畿においては、アナログのミニサテライト局の建設時には自治体ではなく、法人格を持たない「集落組合」が設置費用を負担しています。 ゆえに、デジタルの中継局に関する国による財政支援の対象は自治体以外にも幅を広げる検討が行われるべきと考えます。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
自治体等	<p>答申では、デジタル中継局整備は、放送事業者の自助努力を基本とし、放送事業者の一層の努力にもかかわらず建設見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き財政上の措置を国として検討していくことが必要であるとしております。 ロードマップにおいて「検討中」とされている中継局が多数ある状況を踏まえ、中継局の整備が着実に推進されるよう放送事業者を指導するとともに、地方自治体に財政負担を転嫁することのないよう、デジタル化を国策として推進している国の責任において全面的な支援を行うよう配慮いただきたい。</p>	<p>中継局整備は、放送事業者の自助努力により進められるべきであり、面積が広大で条件不利地域を多く抱える北海道において放送事業者が2011年までに、現在アナログ放送を視聴している全ての住民が引き続きデジタル放送の視聴が可能となるよう中継局の整備を進めるため、来年度以降も国による支援の拡充・強化が必要である。</p>	<p>中継局ロードマップにおいて「検討中」とされている中継局の整備を着実に推進することは重要であると考えますが、支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
メーカー等	<p>本年度中に中継局ロードマップの見直しを行うにあたり、補完措置を含め、アナログカバーエリアの100%カバーの実現を前提に、ロードマップ策定をお願いしたい。又、公表についても検討いただきたい。</p>	<p>2011年アナログ終了にあたり、国民の関心が高まり、受信可能時期の問い合わせが増えるものと想定する。 衛星セーフティネットは暫定的なものとなる以上、100%カバーの実現時期の明示は必要と考える。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
CATV関係事業者等	<p>「具体的な移行の計画を地元の説明」とありますが、国・放送事業者は説明の方法等についても具体化することが必要と考えます。</p>	<p>共聴施設やケーブルテレビに移行するとされている地域で、引き続き無線での受信を希望する視聴者への十分な説明が必要と考えます。 したがって、国・放送事業者は具体的な移行計画の内容を確実に地元説明し、理解していただくことが必要と考えます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

CATV関係事業者等	<p>ケーブルテレビは、連盟会員、全国有線テレビ協議会、総通局許可施設事業者を含むロードマップの見直し（第4次）を予定しています。</p> <p>放送事業者のロードマップとケーブルテレビのロードマップを結合して、視聴者が一元的に分かるようにすることが望ましいと考えます。</p>	<p>放送事業者・ケーブルテレビ事業者がそれぞれのロードマップを作っていますが、視聴者の立場から見て分かりやすい地上デジタル放送のロードマップの情報提供が必要であり、又、効率の良い設備投資（二重投資回避）を行うためにも、視聴者に納得してもらえる無線と有線との総合的な地上デジタル放送のロードマップ策定が必要と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、視聴者に対する分かりやすい情報提供は必要であり、例えば視聴者の利便性に十分考慮したホームページ上の情報提供など具体的な方法について検討を進めてまいります。</p>
CATV関係事業者等	<p>条件不利地域の解消ため、ケーブルテレビと結合したギャップファイラーについても国の支援措置を要望します。</p>	<p>最終段階においてはケーブルテレビによる条件不利地域への対応も重要となると考えます。</p> <p>より効率的に進めるためには、放送事業者だけでなくケーブルテレビにも活用できるよう、国の支援措置等の対策を進めていただくよう検討をお願いします。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
自治体等	<p>（1）中継局の整備についての基本的考え方 国及び放送事業者は、アナログ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯、すなわち放送事業者の自助努力によって100%カバーされるべき地域を早急に明確にすべきである。 また、「アナログ放送時に電波でカバーしていた地域」の基準を定めるにあたっては、地域や放送事業者により電界強度や測定手法等が異なることが無いよう統一した基準を定めるべきである。</p>	<p>アナログ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、放送事業者の自助努力によってアナログ放送時の100%がカバーされるべきであるが、その他の世帯の視聴環境整備については、国、放送事業者その他の関係者がそれぞれの役割を果たしていくべきとされている。</p> <p>それぞれについて具体的対策を早急に検討する必要があるが、検討すべき地域が明確になっていないことから、検討が進まない。よって、まず国及び放送事業者が、アナログ放送を電波でカバーしている地域を明らかにするべきである。</p> <p>その後、アナログエリア外の視聴環境整備を個別具体的に如何に進めていくかを、本事業が国策であるという共通認識に立って、関係者の合意のもとで役割分担を図るべきである。</p>	<p>本年9月に総務省が公表した「市町村別ロードマップ」では、アナログ放送のカバーエリアについて、一定の基準を置いて、シミュレーションした結果を公表しています。</p>
自治体等	<p>（1）中継局の整備についての基本的考え方 放送事業者が、中継局ロードマップ上、アナログカバーエリア内で共聴施設やケーブルテレビに移行するとしている地域に対し、具体的な移行の計画と対応を明確にすることは、「努力」では十分ではなく、期限を定め責任を持った対応が図られるべきである。</p>	<p>アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者が自助努力によってアナログ放送時の100%をカバーすべきことは従前より示されてきたが、中継局ロードマップは示されるものの、100%達成に向けた具体的な計画は未だ示されていない。</p> <p>2011年7月のデジタル完全移行まで期間が限られており、期限までに視聴者がデジタル放送受信の対応を行うためにも、確実に100%が達成される計画を早期に明らかにすべきである。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
自治体等	<p>（2）民間放送事業者の中継局整備に対する支援のあり方 デジタル中継局整備は、放送事業者の自助努力を基本とし、放送事業者の一層の努力にもかかわらず、建設見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き財政上の措置を国として検討していくことが必要であるとされている。国は、ロードマップにおいて「検討中」とされている中継局が多数ある状況を踏まえて、それらの整備が着実に推進されるよう放送事業者を指導するとともに、地方自治体に財政負担を転嫁することのないよう、デジタル化を国策として進めている国の責任において、全面的な支援を講じること。</p>	<p>中継局整備は、放送事業者の自助努力により進められるべきであり、条件不利地域を抱える放送事業者が2011年までに、アナログ放送を視聴している全ての住民が引き続きデジタル放送の視聴が可能となるよう中継局を整備するため、来年度以降、支援の拡充強化が必要である。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>2008年度以降もデジタル中継局整備に対し、一般財源も含めた財政措置を実施すべきと考えます。</p>	<p>2007年度総務省予算で「地域情報通信基盤整備交付金」による条件不利地域のデジタル中継局整備への財政措置が認められました。しかしながら、事業主体が市町村と第3セクターに限定されていたことや、デジタル中継局整備計画の大幅な前倒し実施が求められたことなどから、十分に活用することができませんでした。2007年度の支援措置の課題を検証したうえで、地域事情に応じた実効性のあるものに改善し、引き続き2008年度以降も、一般財源も含めた財政措置を実施すべきと考えます。</p>	<p>支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>「検討中」とされているデジタル中継局や、中継局の設置の代わりに共聴施設やケーブルテレビによる対応について、早急に見込み時期の具体化に向けて国及び放送事業者において検討し、本年度中に中継局ロードマップの見直しを行うべきである。とあるが、早期の見直しのために、国は「ギャップファイラー」等の制度整備を加速するとともに、国として実証実験やモデル化を積極的に取り組むべき。</p>	<p>「ギャップファイラー」については、技術基準の策定はなされたが、審査基準等については策定中であり、それを受けて共聴設備やケーブルテレビによる対応について早急に検討を行うために、実証実験やモデル化が必要。</p>	<p>ギャップファイラーに関する審査基準の一部改正も施行されており、ギャップファイラーの設置に係る制度整備は完了しております。また、開設手続について分かり易く解説したマニュアル等を用い、テレビジョン放送事業者、共聴組合の管理者、市町村等関係機関に対する説明を通じ、開設手続についての周知・理解醸成に努めてまいります。</p>

自治体等	中継局整備は、放送事業者の自助努力とする基本原則により進められるべきであり、平成23年の地上放送デジタル化への全面移行の確実な実現を図るため、アナログ放送を視聴している全ての住民が引き続きデジタル放送を視聴することができるよう、国策として地上放送デジタル化を推進している国の責任において全面的な支援を講じていただきたい。	中継局整備は、放送事業者の自助努力を基本に進められるべきであり、国策により地上放送のデジタル化が推進されている。	支援措置の拡充等については、ご要望として承りません。
自治体等	答申では、デジタル中継局整備は、放送事業者の自助努力を基本とし、放送事業者の一層の努力にもかかわらず、建設見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き財政上の措置を国として検討していくことが必要であるとされていますが、国は、ロードマップにおいて「検討中」とされている中継局が多数ある状況を踏まえて、それらの整備が着実に推進されるよう放送事業者を指導するとともに、地方自治体に財政負担を転嫁することのないよう、デジタル化を国策として進めている国の責任において、全面的な支援を講じていただきたい。	中継局整備は、放送事業者の自助努力により進められるべきであり、条件不利地域を抱える放送事業者が2011年までに、アナログ放送を視聴している全ての住民が引き続きデジタル放送の視聴が可能となるよう中継局を整備するため、来年度以降、支援の拡充強化が必要である。	中継局ロードマップにおいて「検討中」とされている中継局の整備を着実に推進することは重要であると考えますが、支援措置の拡充等については、ご要望として承ります。
地上放送関係事業者等	中継局建設の支援のあり方についてはアナログ放送中継局整備の経緯もふまえ弾力的かつ高い実効性があるように対応すべき	デジタル中継局整備については民間放送事業者の自助努力による整備が基本と記述されているところではありますが、アナログ放送のエリア拡大に比べ非常に限られた期間に事業が遂行されなければならないことから大きな困難を伴うのが実情です。特に近畿では、アナログ放送においていわゆるミニサテ局と呼ばれる小規模な中継局について地元自治体等の費用負担によって整備を進め、これが短期間での放送エリア拡大に大きく貢献してきた経緯があり、このような方策についても積極的に取り入れるなど、弾力的かつ実効性の高い支援スキームの実施が必須と考えます。	支援措置の拡充等については、ご要望として承りません。
地上放送関係事業者等	2. 国は、平成20年度以降も引き続きデジタル中継局の整備に対し、地域事情に応じた実効性のある財政措置を行うべき	民放事業者の自助努力によるデジタル中継局の整備では、平成22年までにアナログ放送のおおむね99%カバーが限界であり、残り1%程度のカバーのためには、国・自治体の支援・協力が不可欠である。平成19年度総務省予算で「地域情報通信基盤整備交付金」による条件不利地域のデジタル中継局整備への財政措置が認められたが、事業主体が市町村と第3セクターに限定されたことや、デジタル中継局整備計画全体の大幅な前倒しが求められたことなどから、十分に活用することができなかった。このため、平成19年度の補助スキームの課題を検証したうえで、これを改善し、引き続き平成20年度以降も地域事情に応じた実効性のある財政措置を実施すべきである。具体的には、各地域の民放事業者の要望を把握したうえで、補助率のアップとともに、中継局の所有形態や整備計画、工事期間等に配慮した補助スキームの実現を強く要望する。	支援措置の拡充等については、ご要望として承りません。

<補完措置>

提出者	意見	理由	回答
自治体等	<p>衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。</p> <p>→ セーフティネットを行うための具体的な方法の検討を提言しているが、セーフティネットを導入した後のこと、例えば、セーフティネットの終期やその間にどのようにして地上系のネットワークを整備する計画なのか、等についても具体的な検討を行い公表すべきと考える。</p>	<p>地デジ移行に当たり、住民は、デジタル対応テレビの購入など経済的負担が生じることから、いつ地デジに移行すべきか様子を見ている状況である。</p> <p>このため、セーフティネットについても、これを利用すべきなのか、例え国の補助制度の対象外であっても共聴施設を新設した方がいいのか、住民が判断できるようセーフティネットの終期等様々な具体的情報を提供する必要がある。</p>	<p>セーフティネットの終期等については、早急に公表することが適切であると考えます。また、地上系のネットワーク整備についても、具体的な検討を行う必要があると考えます。</p>
大学関係者等	<p>在京民放5社とNHKの関東広域放送を全国一律にBS(CS)で再送信することには反対である。中継局の整備、あるいは補完措置により格差のない地上デジタル放送が100パーセントの家庭に届くまで、国の責任によりアナログ放送を継続すべきである。条件不利地域の情報格差をなくす新方式の補完手段に最大限の努力を傾ける必要がある。</p>	<p>1) 地上民放は地域の文化、経済の発展に寄与するものと位置づけられており、在京民放5社のBSによる全国放送は放送法に反する。山間過疎地では地方ラジオ局の電波が届かない地域も多く存在し、今までアナログTV放送で視聴することのできた地域の災害情報や選挙報道が届かないとなると、財産、生命へも影響を及ぼす致命的な情報格差が生じる。</p> <p>2) 災害時の防災情報源としても重要な1セグ放送も届かない。データ放送と1セグ放送は公共分野への利活用も提案されているが、全国放送では利用できず行政サービスの格差も生じる。</p> <p>3) 山間過疎地の住民は森林や田畑など国土の保全や地球環境保護に大きな役割を果たしており、これらの地域の経済的格差や情報格差をなくしていくことがこれからの日本にとって重要な課題になる。</p> <p>4) 2011年に地上デジタル放送への完全移行を実施するためには上記の問題の解決を、Kaバンドスポットビーム衛星を利用する恒常的システムとして検討すべきであり、共同受信方式とギャップファイラーを活用すれば解決できることを提案する。(資料添付)</p>	<p>中継局の整備やケーブルテレビ等の活用により、地上放送が送り届けられるように努力すべきであるという点は、ご指摘のとおりですが、2011年のアナログ放送終了期限までに100%の家庭まで送り届けことが困難であることから、第4次中間答申では、衛星によるセーフティネットについて提言を行ったところです。</p> <p>また、御提案のKaバンドスポットビームについては、電波の利用状況から困難であると考えます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>答申では、IP同時再送信について、都市部偏重にならないよう留意する必要があるとしてもかかわらず、条件不利地域に対しては「通信事業者によるインフラ整備のための取り組みが期待される」としか言及されていません。通信事業者への期待のみで、懸念が回避されるのかはなほ疑問です。行政としてなんらかの政策措置をとるべき事項と考えます。</p>	<p>IP同時再送信の都市部と条件不利地域でのサービス格差懸念に関し、昨年の第三次答申では、「行政としては、条件不利地域における通信インフラ整備を推進するための政策措置の拡充に努めるべきである」と言及しています。</p> <p>しかし、今回の答申では「通信事業者によるインフラ整備のための取り組みが期待される」とされているのみで、行政の取り組みにおいて積極性が欠け、後退しているのではないかと受け止めざるをえません。IP同時再送信への取り組みについては、条件不利地域の補完が出发点であることを再確認し、それに必要な政策措置がとられることを要望します。</p>	<p>IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>緊急避難的措置として、衛星によるセーフティネットの措置を講ずることに賛成します。実行にあたっては、国が主体的な役割を果たすことを要望します。</p>	<p>放送事業者による中継局整備や、その他の補完的手段によって、現行アナログカバー地域の100%デジタル化に全力で取り組んでもなお、デジタル放送を視聴できない地域が残ることが想定される以上、衛星によって緊急避難的措置を講ずることはやむをえないと考えます。</p> <p>実行にあたっては、放送事業者や通信事業者の自助努力の及ばない領域を対象とする措置であることに鑑み、経費負担も含め、国が主体的な役割を果たすことを要望します。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
自治体等	<p>暫定措置とされる衛星によるセーフティネットについて、具体的な手段やスケジュール等を早急に明確にするとともに、その解消時期についても示すこと。また、セーフティネットの整備にあたっては、住民及び地方公共団体に新たな負担を求めないよう放送事業者は努力すべきである。</p>	<p>暫定的とはいえ、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの問題があり、その期限が明らかでない状況では、そのまま放置されることが危惧される。</p> <p>衛星によるセーフティネットは、アナログエリア100%カバー達成のための暫定措置として送信側で対処すべきものであることから、住民及び地方公共団体に費用負担を求めべきものではないと考える。</p>	<p>セーフティネットの具体的な手段やスケジュール等については、早急に公表することが適切であると考えます。また、経費負担については、セーフティネットの内容を踏まえて、別途、検討を行う必要があると考えます。</p>
自治体等	<p>「平成23(2011)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべき」とされる中継局等の整備に係る手段やスケジュールを明確に示すとともに、その整備にあたっては平成23年までに整備される中継局等と同様、放送事業者の責任と負担で行うべきである。</p>	<p>暫定的とはいえ、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの問題があり、その期限が明らかでない状況では、そのまま放置されることが危惧される。</p> <p>衛星によるセーフティネットは、アナログエリア100%カバー達成のための暫定措置として送信側で対処すべきものであることから、住民及び地方公共団体に費用負担を求めべきものではないと考える。</p>	<p>衛星によるセーフティネットの対象となる地域への地上系のネットワークの整備については、具体的な検討を行う必要があると考えます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>提言には、ケーブルテレビによる補完について、項目を立てて言及すべき。</p>	<p>第3次中間答申は2ページに「地上放送の補完手段としてケーブルテレビの果たす役割も大きい」、6ページに「地上放送の伝送手段としては、地上波中継局がもっとも効率的な手段であり、基本的には、デジタル放送の全国普及は地上波中継局によるのが適当である。(中略)ケーブルテレビ、IP、衛星等、活用可能なあらゆる補完的伝送手段が不可欠」と記述している。</p> <p>本第4次中間答申でも「ケーブルテレビ、IP再送信など通常の補完手段を活用」とある。</p> <p>この方向性はなんら変わらないはずであり、地上波中継局の「補完」の選択肢として従来どおり、ケーブルテレビによる補完はIP、衛星と同列に論じられるべき。</p>	<p>次の答申を検討する際の参考意見として承ります。</p>

地上放送関係事業者等	条件不利地域での補完を前提に、都市部のみに措置が集中しないよう、普及実態をつねに点検すべき。	提言でも述べられているように「都市部のみ多数の『補完手段』が措置され、条件不利地域において『補完手段』がほとんど活用されない事態となることは避けるべき」であり、国はインフラ整備状況をつねに掌握して、条件不利地域で積極的に活用できる体制づくりを推進すべき。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	緊急避難的措置としての位置づけをより明確にし、今後、具体的な方法を公表する際には、適用期間を明示するとともに、国が前面に立って制度、インフラを整備すべき。	放送事業者は地上波による伝送を大前提に、短期間でのデジタル中継局整備に全力を傾注している。提言にある「できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当」とあるが、対象地域の抽出、策定は中継局置局に大きく左右される。始期終期についてはこのことを勘案して慎重に検討すべき。また衛星セーフティネットの対象地域には、電波による放送のカバーエリア外も含まれることから、国が主体となって制度、インフラを整備すべき。	セーフティネットの具体的な公表にあたっては、「適用期間」を明示することが適切であると考えます。また、セーフティネットの実施にあたっては、関係者が適切に役割分担を行い、実施することが必要であると考えます。
衛星放送関係事業者等	衛星によるセーフティネット構築の検討対象にBS放送を含める場合は、追加される4チャンネルの周波数を対象にするべきであると考えます。	衛星によるセーフティネットは暫定的なものと位置づけられているが、その利用者は広く日本全国に及ぶため、数年間にわたり利用されることが予想されます。一方BSデジタル放送で新たに利用される周波数は、多様で魅力的なサービスを提供することで、その普及が促進されるものと考えております。弊社では、BSアナログ放送に使用されている3チャンネルの周波数は、広告放送・公共放送・有料放送をバランス良く充実させ、BSデジタル放送の普及を促進していくことに利用するべきであると考えています。衛星によるセーフティネット構築の検討対象にBS放送を含める場合は、追加される4チャンネルの周波数を対象にするべきであると考えます。	セーフティネットを検討する際の参考意見として承ります。
地上放送関係事業者等	14ページ (該当箇所) 「IP同時再送信は、地上波中継局の補完手段として、条件不利地域における地上放送の受信を可能とするための有効な手段と考えられ、その実用化に向けて更なる取組が必要と考えられる。また、これまで本審議会で議論されてきた通り、IP同時再送信は、都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用されるべきであるが、その際、都市部のみ多数の「補完手段」が措置され、条件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態となることは避けるべきことに留意する必要がある。このため、通信事業者によるインフラ整備のための取り組みが期待される」 IP再送信など補完措置については、条件不利地域並びに都市難視聴地区に限定しておこなわれるべきものと考えます。	IP再送信は、あくまでも2011年7月にアナログ放送を終了させるための条件不利地域への補完措置に過ぎません。また条件不利地域ある過疎地域には、政府の「2010年ブロードバンドゼロ地域」解消のかけ声にもかかわらず、2011年のアナログ放送終了に向けIP再送信を放送事業者が委ねられるような、高速ネットワークの設置予定がない集落が点在しています。地上放送事業者が「デジタル中継局建設のロードマップ」を公表したように、通信事業者による、条件不利地域へのIP再送信など可能とする高速IPネットワークの全国ロードマップを作成し公表すべきではないかと考えます。通信事業者にのみ「インフラ整備のための取組が期待」するのではなく、国や地方自治体も一緒に取り組むべき課題であると考えます。IP再送信は本質的には通信事業者のサービスの一環であり、有料になることが予想されます。通信事業者の業務拡大のために、IP再送信を条件として「条件不利地域に限らず積極的に活用」されることは、「補完手段」としてのIP再送信の趣旨には適さないと考えます。昨年12月に行われた、著作権法の改正においてもIP再送信における権利の制限は、デジタル放送の難視聴解消の目的に限るからこそ、多くの権利者の理解が得られた経緯があります。「条件不利地域限定」の条件をはずすことは、この間の事情を無視し、法改正の趣旨に全くそぐわないものと考えます。条件不利地域・都市難視聴地区の住民の経済的負担が、直接受信可能地域の住民の負担に比べて、著しく過重とならないような措置も、行政において検討されるべきと考えます。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。
地上放送関係事業者等	14ページ (該当箇所) 「その際、地上放送は、地上系のネットワークにより県域又は広域の放送を送り届けるものである点について、アナログからデジタルに移行した後も変わらないものであり、平成22(2010)年まではもちろん、それまでにデジタル放送を送り届けられない地域については平成23年(2011)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべきである。したがって、原則として全国一律の放送を衛星により送り届けるセーフティネットは、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものと位置づけられるべきである」 この提言には賛成します。	衛星によるセーフティネットはあくまで緊急避難的措置にはなりえるが、その放送内容は実際には東京局の再送信になるものと考えられます。地上放送には地域性が欠かせない要素であり、災害時においてきめ細かな情報を送れるのは、現段階では地上放送事業者しかありません。そのため地上波によるカバーが完成するまでの緊急避難措置とすべきである。また国や地方自治体は、衛星による再送信が必要な地域への地上波のネットワークの設置については公的支援も含めた制度整備を検討すべきと考えます。	賛成意見として承ります。
自治体等	「衛星によるセーフティネットについて」 現在、アナログ放送が受信できているが、デジタル化に伴い放送波が受信できなくなる地域の受信環境対策は、放送事業者の責任と負担において実施すべきである。 緊急避難措置として衛星によるデジタル放送を実施する場合には、住民の負担が一切生じないように配慮するとともに、緊急暫定措置が解消される時期と方法を放送事業者及び国は責任をもって可能な限り早期に示すべきである。	現在、アナログ放送を直接受信している世帯については、緊急避難的に衛星による受信となった場合、その費用負担について地上系ネットワーク視聴世帯と格差が生じないように、国として対応すべきである。また、住民の不安を招かないよう、衛星による受信方法、緊急避難措置の解消時期等について早期に情報提供を行う必要がある。	衛星によるセーフティネットの経費負担や対象となる地域への地上系のネットワーク整備については、具体的な検討を行う必要があると考えます。
自治体等	(2)衛星によるセーフティネット セーフティネットの対象となる世帯は、最小限にとどめる努力が必要であるし、暫定措置後の対応についても、「平成23(2011)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべき」とあるが、これらについて、実効性のある具体的な手段やスケジュールなどを明確に示す必要がある。	衛星での放送については、従前、地上系のネットワークの整備など最大限の努力をしたうえで「最後の1軒まで」届けるための最終手段であるという説明がされてきたが、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの課題があり、中山間地域における更なる格差を生じ、地域の住民生活に大きな影響を与えるものである。「緊急避難的措置」や「暫定的なもの」の期限が明らかでない状況では、暫定措置のまま放置されることも危惧され、住民の不安が解消されない。 まずは、「最大限の努力」の内容を定量的に示し、具体的な解消スケジュールを策定・公表するとともに、2011年以降の対応についても、期限や具体的な手段を事前に明示しないと、住民の理解を得ることはできない。	衛星によるセーフティネットの対象となる地域への地上系のネットワーク整備については、具体的な検討を行う必要があると考えます。

メーカー等	<p>衛星の種類、送出するチャンネル、番組数、などについて早急に決めていただきたい。</p> <p>又、暫定的なものとして位置づける以上、衛星によるセーフティネットを利用した視聴者が、将来的に不利益が生じないように、配慮が必要と考える。</p>	<p>衛星による地上デジタルの受信は、既存の受信機や今後の対応受信機のあり方に大きくかわかる問題である。</p>	<p>ご指摘のとおり、衛星によるセーフティネットについて、衛星の種類、送出するチャンネル、番組数などについて、早急に公表することが適切であると考えます。</p>
CATV関係事業者等	<p>IP同時再送信の実証実験は、条件不利地域等の受信を可能とするために補完措置としてその性能を検証するために行なわれたことも触れておくべきと考えます。</p>	<p>利用者の立場から見ると様々な問題があり、あくまで補完措置としての位置付けであることを触れるべきだと考えます。又、同時再送信として問題がある場合には、視聴者に事前によく説明し、理解・納得を得たうえで行なうべきと考えます。</p>	<p>次の答申を検討する際の参考意見として承ります。</p>
CATV関係事業者等	<p>IP再送信は様々な課題が残されており、現状では補完措置でしかなく、ケーブルテレビは現実のサービス形態であり、一体、同列に扱うべきでないと考えます。</p> <p>したがって、電波と同等のケーブルテレビ等と、これからの検証されつつあるIP再送信等とは峻別願いたいと存じます。</p>	<p>視聴者・国民に現実にサービスをしているケーブルテレビと、現状で様々な課題があるIP再送信とが、あたかも一体、同列であるかのような誤解と混乱を与えることは避けねばならないと考えます。</p>	<p>IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定です。次の答申では、サービス提供の現状を踏まえて、記述を行うことが適切であると考えます。</p>
CATV関係事業者等	<p>基本的に、IP同時再送信においても従来の同時再送信の技術的要件は担保されるべきと考えます。IP同時再送信事業者は、地上デジタル放送の同時再送信の技術的要件を満たすことに最大限の努力を払うべきと考えます。</p> <p>もし、IP再送信が同時再送信の技術的要件を満足できない場合には、条件不利地域における地上デジタル放送の“同時”再送信でなくセーフティネット的IP再送信であることを視聴者が理解し、了解したうえで実施すべきと考えます。</p> <p>都市部においては、選択肢の拡大という観点からの再送信ということを確認し、“同時”再送信とは別の位置付け、取り扱いとすべきと考えます。</p>		<p>IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定です。</p>
自治体等	<p>(2) 衛星によるセーフティネット国及び放送事業者は、セーフティネットの対象となる世帯を最小限にとどめる努力を実施し、なぜ100%カバーを達成できないのか等について、住民に対し説明しなければならない。</p> <p>また、暫定措置後の対応についても、「平成23年(2001)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべき」とあるが、これらについて、実効性のある具体的な手段やスケジュールなどを明確に示し、かつ、その実施の際には住民及び地方公共団体に費用の負担を求めないこと。</p>	<p>衛星での放送については、従前、地上系のネットワークの整備など最大限の努力をしたうえで「最後の1軒」まで届けるための最終手段であるという説明がなされてきたが、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの課題があり、中山間地域における更なる格差を生じ、地域の住民生活に大きな影響を与えるものである。</p> <p>「緊急避難的な措置」や「暫定的なもの」の期限が明らかでない状況では、暫定措置のまま放置されることも危惧され、住民の不安が解消されない。</p> <p>まずは、「最大限の努力」の内容を定量的に示し、具体的な解消スケジュールを策定・公表するとともに、セーフティネットの対象となってしまう理由や2011年以降の対応についても、期限や具体的な手段を事前に明示しないと、住民の理解を得ることはできない。</p> <p>また、衛星によるセーフティネットは、送信側で対処すべき暫定的な措置であり、住民及び地方公共団体に費用負担を求めてはならない。</p>	<p>衛星によるセーフティネットの対象となる世帯をできる限り少なくするよう努力すべき、というご指摘は、そのとおりと考えます。</p> <p>衛星によるセーフティネットの経費分担や対象となる地域への地上系のネットワーク整備については、具体的な検討を行う必要があると考えます。</p>
自治体等	<p>(4) デジタル混信難視聴の発生を最小限にとどめる努力を実施し、セーフティネット導入の際には、十分に住民に対して説明を行うこと。</p> <p>また、暫定措置後の地上系のネットワークにより送り届けられるための実効性のある具体的な手段やスケジュールなどを明確に示し、かつ、その実施に際しては、住民および地方公共団体に費用の負担を求めないこと。</p>	<p>衛星での放送については、従前、地上系のネットワークの整備など最大限の努力をしたうえで「最後の1軒」まで届けるための最終手段であるという説明がなされてきたが、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの課題があり、中山間地域における更なる格差を生じ、地域の住民生活に大きな影響を与えるものである。</p> <p>「緊急避難的な措置」や「暫定的なもの」の期限が明らかでない状況では、暫定措置のまま放置されることも危惧され、住民の不安が解消されない。</p> <p>まずは、「最大限の努力」の内容を定量的に示し、具体的な解消スケジュールを策定・公表するとともに、セーフティネットの対象となってしまう理由や2011年以降の対応についても、期限や具体的な手段を事前に明示しないと、住民の理解を得ることはできない。</p> <p>また、衛星によるセーフティネットは、送信側で対処すべき暫定的な措置であり、住民及び地方公共団体に費用負担を求めてはならない。</p>	<p>衛星によるセーフティネットの対象となる世帯をできる限り少なくするよう努力すべき、というご指摘は、そのとおりと考えます。</p> <p>衛星によるセーフティネットの経費分担や対象となる地域への地上系のネットワーク整備については、具体的な検討を行う必要があると考えます。</p>

地上放送関係事業者等	地上デジタル放送のIP同時再送信は、条件不利地域における補完措置が第一義と考えます。	IP同時再送信は、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域で、地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段の一つと考えられ、実用化に向けた取組が行われてきた経緯があります。都市部における視聴方法の選択肢の拡大を図る観点から、都市部でも積極的に活用すべき、という答申の考え方は理解できますが、営利を優先し、都市部の多数の「補完手段」が措置され、条件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態は避けなければならないと考えます。IPマルチキャスト放送のうち地上デジタル放送の対象地域内における同時再送信については、2006年秋の臨時国会において著作権法が改正され、有線放送と同様に扱われることとなりました。これはIPマルチキャストによる再送信によって、難視聴地域を解消するという公共的な役割に配慮したためと理解します。「条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とする」という当初目的を見失わないよう、必要に応じて政策的な指導等も検討すべきと考えます。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。
地上放送関係事業者等	衛星によるセーフティネットは、予算措置を含め、国が主体となって制度整備を行うべきと考えます。	衛星によるセーフティネットは、「地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものとして位置付けるべき」との答申の指摘は重要と考えます。アナログ放送を受信している視聴者が、2011年以降も、少なくともアナログ放送と同程度の放送を視聴できる環境を整備するという、対象地域を限定した緊急避難措置であり、地上ネットワークが整備されるまでの暫定的な位置付けです。したがって、予算措置を含め、国が主体となって制度整備を行い、その運用においても責任を負うべきと考えます。また、セーフティネットの円滑な終了のため、対象地域の視聴者に対し、国の責任で、セーフティネットのサービス内容、範囲と終了条件を説明し、あらかじめ理解を得ておく必要があると考えます。	セーフティネットの実施にあたっては、関係者が適切に役割分担を行い、実施することが必要であると考えます。
地上放送関係事業者等	IP同時再送信は条件不利地域で活用されることが大義であり、これを前提に制度整備をすべきである	地デジのIP同時再送信は、条件不利地域における有効な補完手段としての活用が期待されているものだが、電気通信役務利用事業者の自発的な取り組みに任せるだけでは、都市部での新たな地デジ受信選択肢の提供にとどまる懸念が大きい。従って国は、条件不利地域における補完手段として機能させるために、通信事業者のインフラ整備を促すとともに、モデル地区を設定するなど、電気通信役務利用放送事業者の条件不利地域における取り組みを誘導する、具体的な施策を早急に講ずるべきである。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。
地上放送関係事業者等	補完措置は、視聴者が最適な方法を間違いなく選択できるようメリットとデメリットを整理してわかりやすく一覧表示すべきである	衛星によるセーフティネットについては、中継局局やケーブルテレビ、IP同時再送信などの地上対策ではカバーできない地域(もしくは世帯)に対する緊急避難措置として、国が責任をもって行うべきである。また、ケーブルテレビ、IP同時再送信、セーフティネットなど補完措置が多様であることから、視聴者に対しては、どのサービスの対象地域であるか、当該補完措置サービスを受けるためにどんな機器の購入が必要で、費用がいくらかかるのか、期間はいつまでなのかなどを正しく理解してもらい、後悔しない補完措置の選択ができるよう、国が中心となって、説明を尽くすべきである。	セーフティネットの実施にあたっては、関係者が適切に役割分担を行い、実施することが必要であると考えます。また、補完措置の説明についても、総務省をはじめとする関係者が連携して取り組むことが必要であると考えます。
地上放送関係事業者等	平成20(2008)年のできるだけ早期に実用化されとともに、サービス提供地域と提供開始時期を事業上可能な範囲内でできるだけ早期に検討し公表するよう、電気通信役務利用放送事業者に働きかけを継続することが必要であると考えられる。とあるが、放送事業者の再送信同意を円滑に行うために、2007年中に提供地域の公表を行うべきである。また、国は、電気通信役務利用放送事業者に対してIP同時再送信が当初の目的である条件不利地域においても実施されるように働きかけることを強く要望する。	放送事業者としてもIP同時再送信を、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段として評価しており、「地上デジタル放送補完再送信審査会」を立上げ検討を推進している。IP同時再送信の条件不利地域での有効性を示すために、2008年の商用開始の前に、条件不利地域を含むサービス提供地域の公表が必要と考える。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、条件不利地域への提供の働きかけ等については、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。
地上放送関係事業者等	国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。とあるが、国は制度整備のみならず、予算措置について検討を行うべきである。また、衛星による暫定措置終了へ向けて、2011年以降の中継局等の建設支援についても検討を行うべきである。	衛星によるセーフティネットは、地上テレビジョン放送のデジタル化という国策の達成を2011年7月24日までという限られた時間内に達成するための緊急避難的措置であることは答申に書かれており、実施に当たっては運用経費なども国費による負担が適当と考える。また、2011年以降、アナログ100%達成へ向けて中継局等の整備を行うにしても、「あまねく努力」の民間放送事業者には経営努力を超える部分があり、その支援策が必要である。	経費負担については、セーフティネットの内容を踏まえて、別途、検討を行う必要があると考えます。また、支援措置の拡充等については、要望として承ります。

通信関係事業者等	第三章「補完措置」、3. 提言の「IP同時再送信」につきまして、「都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用されるべきである」とのご提言は、電気通信役務利用放送事業者として、当を得たものと考えます。	IPマルチキャスト方式を採用している電気通信役務利用放送事業者である弊社は、既存の有線テレビジョン放送事業者と同様の放送サービスを業務区域である日本全国の視聴者に提供することが、事業の到達点の一つであり、放送事業者の一員としての使命と考えて、発足以来取り組んで参りました。この度の情報通信審議会の「IP同時再送信」に関する提言は、IPマルチキャスト放送に関し、条件不利地域での「補完手段」としての重要性と同時に、都市部での視聴方法の選択肢として、既存有線テレビジョン放送事業者と同様の重要性を付与して頂いているものと考えます。従いまして、弊社としましては、上記提言に対し賛意を表するものであります。	賛成意見として承ります。
通信関係事業者等	第三章「補完措置」、3. 提言の「IP同時再送信」に関し、IP同時再送信による地上デジタル放送サービスの提供開始地域及び時期につきましては、役務を提供する通信事業者のインフラ整備計画その他諸要素を十分に検討の上、決定する必要があります。つきましては、本件の公表に関し、適切な時間的猶予を頂きたく、関係諸機関の柔軟なご対応を望みます。	地上デジタル放送は視聴者にとって重要なライフラインですので、今後「地上デジタル放送補完再送信審査会」によって策定される「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」正式版の要件を十分に満たすべく、更なる技術的改善や役務の提供元である通信事業者との検討が必要であると思われます。ガイドラインの要件を満たす新たな役務の利用料やプラットフォーム費用、再送信に伴う著作権処理の新たな料率等、事業収支を大きく左右する要素がありますので、サービスの提供開始地域及び時期の公表に関しましては、十分な検討を行った結果を持って、取りまとめたく考えております。	第4次中間答申の提言のとおり、「サービス提供地域と提供開始時期を事業上可能な範囲でできるだけ早期に検討し公表する」ことが望ましいと考えます。
自治体等	平成23年の地上放送デジタル化への全面移行は国策として推進していることから、アナログ放送を視聴している全ての住民が引き続き、地域間格差がなくデジタル放送を視聴できるよう、放送事業者の一層の努力はもとより、国の責任のもと対策を講じていただきたい。	地上放送デジタル化への全面移行は国策のもとに進められており、地域間格差を生ずるべきではない。	地上デジタル放送に円滑に移行できるよう、引き続き、国及び放送事業者をはじめ、関係者が協力して取り組むことが必要であると考えます。
個人	昨年の第3次中間答申でも意見提出したが、IP再送信では ・放送ないしCATVでは、受信機や録画機を買えば、その台数だけの放送を受信できるのに対し、IP再送信では、1局ないし、せいぜい2局の同時視聴・同時録画ができるだけである。 ・標準化しない為、消費者が自由に受信機、録画機を選択することができず、IP再送信事業者指定のものになる。 など、地上デジタル放送(ないし、衛星・CATVでの再送信)の視聴環境から不利になってしまう。 IP再送信でしか、地上デジタル放送を視聴できない消費者には、上記制約を明示して理解を得る努力をするのと同時に、IP再送信から、通常の視聴環境となる時期を明示すべきである。	IP再送信では意見で書いた様に、通常の受信者に比べてサービス環境が劣るため	IP再送信については、まだサービスの提供が行われていないところであり、今後、そのサービス提供状況等を踏まえて、検討を行う必要があると考えます。その際の参考とさせていただきます。
個人	衛星再送信は、50万あるいは本日の報道によると70万世帯に限定的に受信できるものではなく、視聴希望者すべてが自由に見られる様にすべきである。	これまで、国は「ICT技術により情報格差を埋める」と言い続けて来た。民放が1局とか2局とかしか受信できない県が存在する事実がある。これまでは、「事業として成り立たないからやむを得ない。」でまんざせられて来たが、インフラとして東京の7局が全国で受信できる環境が構築されるのに、それが見られないのは「ICT技術により埋める」と言って来た国の方針に反するのではないかと。既得権益を擁護する護送船団方式のままであることに反対する。	第4次中間答申の提言のとおり、衛星によるセーフティネットは、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備することを目的として実施するものであり、その趣旨に沿った運用が行われるべきであると考えます。
自治体等	現在、アナログ放送を受信しているが、デジタル化に伴い新たに放送波を受信できなくなる地域の受信環境対策は、放送事業者の責任と負担において実施すべきであり、放送事業者の一層の努力にもかかわらず、実施できない場合は国が責任をもって実施していただきたい。また、暫定的な措置であるので住民の負担が一切生じないようにするとともに、暫定措置が解消される時期と方法を放送事業者及び国は責任を持ってできるかぎり早期に示すべきである。	現在、電波を直接受信しているケースについては、住民の負担について地上系ネットワーク視聴世帯と格差が生じないように国として対応すべきである。また、住民の不安をまねかないよう、早期に情報提供を行う必要がある。	経費負担については、セーフティネットの内容を踏まえて、別途、検討を行う必要があると考えます。
CATV関係事業者等	本章で補完措置として定義されており、IP同時再送信や衛星によるセーフティネットに並び、ケーブルテレビ事業者を加え、ケーブルテレビ事業者の役割を明確化していただくことを要望致します。	地上波再送信を担う現在ほぼ唯一のメディアであるケーブルテレビは、地上波デジタルサービス開始当初から地上波放送局の再送信同意条件である「同一性保持」を「相当の努力の下に」「遵守」して、先行的に多額の設備投資を実施し、国策である地上デジタル放送普及促進に貢献してきました。また地上デジタル放送の認知度向上のため、ある程度経済合理性を犠牲にして広告宣伝活動を実施してきました。「受信可能世帯数」「地上デジタル放送受信機の出荷台数」といった各種統計実績を確認してもケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送の普及促進に大きく貢献をしていることは疑いの余地がありません。また当社のサービスエリア内においても約65%の世帯が地上波放送を当社のネットワーク経由で視聴しています。加えてケーブルテレビ事業者は、顧客対応・技術サポート体制を各地域に整えており、これらの事業資源はデジタル化促進に大きな役割を果たすものと考えます。従って、当社をはじめとする各ケーブルテレビ事業者が、今後も地上デジタル放送普及促進の牽引役となる重要な伝送手段であることを再度認識していただき、益々ケーブルテレビ事業者のインフラを条件不利地域の対応も含めて活用して頂きたい次第です。これにより答申の補完措置であるIP同時再送信や、衛星によるセーフティネットに加え、より現実的な、そして恒久的な補完措置が実現されるものと考えます。	次の答申を検討する際の参考意見として承ります。

CATV関係事業者等	補完措置のIP同時再送信に関して、「同一性保持の原則」を守り、イコールファンディングを担保する措置が必要と考えます。	今後の技術の進展を考慮すると、半ば恒久的補完措置であるIP同時再送信はその「同一性の保持」の原則を厳しく適用することが適当と考えます。現在ケーブルテレビ事業者に厳格に適用されているこの原則に関し、相当な犠牲を払い遵守してまいりました。これに対し、IP同時再送信について「補完措置」であるから一部適用を除外または緩和することは、その品質について疑義を持たれることになり、最終的には地上デジタル普及を阻害することになると考えます。また、ケーブルテレビ事業者にとっても「公平な競争」環境が担保されなくなる恐れもあります。よって、IP同時再送信についても「同一性保持の原則」を守ることが重要と考えます。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿って審査が行われる予定です。
CATV関係事業者等	答申の記載にあるとおり、衛星によるセーフティネットは、中継局整備によるカバーエリア外、あるいはケーブルテレビのサービスエリアの及ばない範囲に限定した地域で、時限立法として緊急避難的な位置付けで行なうことが適当と考えます。また、対象地域の選定、配信期間を限定して配信する仕組みについては、第三者も交えた研究会等を通じて十分議論をしていただくよう要望致します。	従来ケーブルテレビ事業者は、多くの視聴者の方々に地上波を安定して再送信する役割を担ってまいりました。しかし、今回の補完措置である衛星利用のセーフティネットは、その限定配信を行なう仕組みが不十分な場合、ケーブルテレビ事業に多大な影響が発生します。対象地域の選定、配信時期、地域を限定しての配信方法については十分な議論を要望いたします。	セーフティネットの対象地域については、今後、具体的な検討が行われることが適切であると考えます。
CATV関係事業者等	今回の答申に記載はありませんでしたが、既に米国においてFCCがケーブルテレビ事業者に空中波の地上アナログ放送停止の措置として、ケーブルテレビ事業者によるデジアナ変換伝送の施策を検討していると聞き及んでおります。日本において、本件の検討を行なう際は、ケーブルテレビ事業者の帯域マネジメント上、大きな影響を及ぼすため、ケーブルテレビ事業者を交えて研究会等で検討いただきたいと思います。	2011年以降に地上波のデジアナ変換の伝送を行なうのに7～10チャンネル程度の帯域を占めることになり、HD化、VODの高度化、超高速インターネットの提供等、ケーブルテレビ事業者の商品戦略上に大きな影響を及ぼします。また、デジアナ変換伝送の設備投資や運用コストも必要となるため、今後本件を検討する際は、ケーブルテレビ事業者の意見を取り入れて頂きますよう要望致します。	デジタルアナログ変換については、アナログ放送終了に向けてあらゆる方策が検討されていく中の一つとして、検討されていくものと思慮されます。また、議論が行われる際はケーブルテレビ事業者の意見も考慮されるものと認識しております。
地上放送関係事業者等	IP同時再送信は、条件不利地域のデジタル放送を受信する際の補完措置として検討されてきたものであり、地上デジタル放送のIP同時再送信については、都市部のみでなく条件不利地域に再送信することを条件とすべきである。また、放送対象地域外に再送信されることがないよう、地域性が確保されとともに、放送の同一性が保持されることが必要である。	IP同時再送信は、条件不利地域のデジタル放送を受信する補完措置として期待されているが、事業者が経営効率を重視するあまり、インフラ整備が都市部中心となり、条件不利地域に普及しないことが懸念される。このような事態を避けるため、IP同時再送信の条件として、条件不利地域へのサービスを義務付けるべきである。また補完措置であることから、地域性、同一性は担保されなければならない。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。
地上放送関係事業者等	衛星によって視聴が可能となる放送は、その地域を放送対象とする放送局の放送とすること。また、衛星によるセーフティネットを行う際の具体的な計画は、その費用負担、終了の条件、対象となる視聴者への周知も含めて国が責任を持って作成し、提示すべきである。	セーフティネットといえども、視聴者が居住する地方の放送局の番組を視聴者に届けることが基本である。緊急避難的措置の実施は国が主体となるべきであり、その計画立案も国が責任を持って行うべきである。	セーフティネットの実施にあたっては、関係者が適切に役割分担を行い、実施することが必要であると考えます。
地上放送関係事業者等	IP同時再送信については導入検討の端緒となった条件不利地域での整備が実効あるものとなるよう確かな事業遂行の把握が必須	都市部のみでのインフラ整備が先行されるのではなく、真に補完手段を必要とする条件不利地域で円滑、早期の整備がなされることが最も重要であるので、事業遂行についての確に把握する必要があると考えます。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。今後のサービス提供状況を踏まえて、その提供地域の把握に努めることが適切であると考えます。

地上放送関係事業者等	衛星を利用したセーフティネットはあくまで緊急避難的措置であり、国が主体となってインフラ整備や制度整備を行うべきである。また、なるべく早期に地上波による送信に移行できるよう諸施策の遂行を続けるべき	地上放送の基本は地域制による放送であり、視聴者に地域の情報、全国・世界の情報をバランス良く届けることが大前提であると考えます。故に衛星による補完措置開始後、早期に地元放送が受信できるようにインフラ整備に不断の努力を続ける必要があると考えます。また対象となる地域には対応する準備時間が十分とれるよう国主体の早期の環境整備が不可欠であると考えます。	セーフティネットの実施にあたっては、関係者が適切に役割分担を行い、実施することが必要であると考えます。 また、セーフティネットの対象となる地域については、早期に地上系のネットワークによりデジタル放送を送り届けられるよう、取り組むことが必要であると考えます。
地上放送関係事業者等	3. 地上デジタル放送のIP同時再送信は、当該放送対象地域内の条件不利地域における補完措置を第一義とすべき	地上デジタル放送のIP同時再送信は、当該放送対象地域内の条件不利地域における補完措置を第一義とすべきである。また、第2次中間答申では、地上デジタル放送のIP同時再送信を平成20年中にHDTV品質によって全国で開始することを目標としたが、平成18年度の実証実験結果をみる限り、更なる技術的改善が必要と考える。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定であり、現時点では、まだサービスが開始されていません。したがって、条件不利地域への提供の働きかけ等については、今後のサービス提供状況を踏まえて、検討を進めることが適切であると考えます。
地上放送関係事業者等	4. 衛星によるセーフティネットは、予算措置を含め、国が主体となって社会的なインフラ整備および制度整備を行うべき	放送事業者は、アナログ放送受信世帯の100%カバーに向け、デジタル中継局の整備に加え、ケーブルテレビやIP同時再送信などの補完的な伝送手段を活用することを検討しているが、それでも2011(平成23)年時点でカバーできない地域が残ることが想定されている。 衛星によるセーフティネットは、アナログ放送を受信している視聴者が、2011年以降も、少なくともアナログ放送と同程度の放送を視聴できる環境を整備するという対象地域を限定した緊急避難措置であり、地上系の伝送手段が整備されるまでの暫定的な位置付けである。したがって、予算措置を含め、国が主体となって社会的なインフラ整備および制度整備を行い、その運用に責任を負うべきである。また、セーフティネットの円滑な終了のため、国の責任で、対象地域の視聴者に対し、セーフティネットの終了条件を十分説明し、あらかじめ理解を得ておく必要がある。	セーフティネットの実施にあたっては、関係者が適切に役割分担を行い、実施することが必要であると考えます。
個人	3. 提言(1)IP同時再送信の箇所、「IP同時再送信は、地上波中継局の補完手段として、条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段と考えられ、その実用化に向けた更なる取り組みが必要と考えられる。」との考えが示されている。条件不利地域だけでなく地形難視地域においては、地デジ受信の救世主となるであろうIP同時再送信など光回線を活用した方策が、極力安価に利用できるしくみをぜひとも検討していただきたい。	IP同時再送信にかかわらず、通信事業者が施設した光回線を活用した地デジ放送が安価に入手できれば、地形難視地域に施設された共聴施設の大規模改修費用や移行の設備更新など維持管理費用も必要なくなる。またビル影地域にお住まいの世帯に対する地デジ受信の強い味方にもなる。第一章の総論にも記載されているように、「一番弱者の人に視点をおいて、そこをどうするかを中心にやっていけば…」との意見もあるように、長期的な視点に立ちからこれらの方策が安価に利用できることが必要である。	IP同時再送信については、本年10月に「地上デジタル放送補完再送信審査会」から「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」が公表されたところであり、今後、同ガイドラインに沿った審査や放送事業者の再送信同意等の手続きを経て、サービスが開始される予定です。

<受信機の普及>

提出者	意見	理由	回答
個人	私は録画したコンテンツを何年か先の新しい録画メディアに無劣化で移行できない今回の案はまったくもって不必要だと考えます。	新しい録画メディアが普及すると古い録画メディアの市場が無くなり、録画機器、録画媒体とも入手困難になり使い続けていく事が敵なくなるからです。今回の9回まで制限が成ったとしても現在のコピーワンス対応録画機器は蚊帳の外です。現状でも実質ムーブワンスで不便な機械にお金を出したのに不便さが変わらない新しい機械なんて買いません。どうしても保護したいならムーブワンスにして頂きたい、また保護の費用を視聴者や機器購入者に負担させるのも言語道断であります。	今回の答申は、消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くされた結果と受け止めております。ただし、デジタル技術が日進月歩する中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならないものと考えております。
地上放送関係事業者等	地上デジタル放送の普及促進と消費者保護の観点から、早期のテレビ受信機へのデジタルチューナー100%搭載が不可避と考えます。	答申では、アナログ放送終了のシール貼付やアナログテレビの出荷状況、国民の認知の向上をふまえて、「デジタルチューナー内蔵を法律上義務付けるような措置をとる状況にはない」としています。しかし、なんらかの形で、できるだけ早期に「販売中の受信機は100%デジタル対応受信機である」ことを明確に示すことが、消費者の混乱を防ぎ、ひいては、地上デジタル放送の普及促進につながると考えます。また、後段で「更に追加的な措置が必要と考えられる状況が生じた場合には時期を逸することなく取り組みが行われることが望まれる」としていますが、完全デジタル化までの残された時間を考慮すると、状況が発生してからではなく、可能な限り早期の決断が必要な事項と考えます。	第4次中間答申の提言のとおり、「アナログテレビの出荷・販売状況、アナログ放送の終了に対する国民の認知の向上を踏まえ、当面、デジタルチューナー内蔵を法律上義務付けるような措置をとる状況にはない」と考えます。いずれしても視聴者が混乱しないよう、十分に周知広報を実施していくことが重要であると考えます。
個人	コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点は、実際の消費者の声を無視している上に、国策上無益有害なコピープロテクトそのものに反対する。	「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされている。 しかしコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんときいていないのは問題である。そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せっかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。 既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代/インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきである。 現在検討されているプロテクトの手法には、ユーザーの使用に際して問題がある。まず、機器の買い換えが必要になるためユーザーに負担を強いる。 次に、プロテクトのあり方がメディアシフトや機器の買い換えに対応していないため、長期的にはコンテンツを利用できない。例えばレコーダーにコピーして使っていて、レコーダーを買って替えた時に転送して使う事が不可能な場合が生じる。これらの問題があるために、著しくユーザーに不利益を与えるものであり、コンテンツ利用の促進、文化の発展を著しく阻害する。 既にデジタル放送分野では日本は世界に対して大きな遅れをとっている。デジタル放送のコピープロテクトは世界に先駆けた制度、と自画自賛する向きもあるようだが、全く愚かな事である。 デジタル時代/インターネット時代の潮流に逆行して、現在検討されているようなプロテクトを実際に採用した場合、日本の文化発展は阻害され、現在以上に世界から遅れをとることになることは、一部の「権益が目くらんで冷静な判断が出来なくなった者」以外の者にとっては、明白なことである。 そのような視点に立って、コピーワンスやその他のプロテクトをデジタル放送にかけることには反対である。	今回の答申は、消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くされた結果と受け止めております。ただし、デジタル技術が日進月歩する中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならないものと考えております。
メーカー等	アナログ受信機の継続使用を可能とするための取り組みの必要性に関しては賛成すると共に、メーカーとして弊社も最大限の努力を惜しむものではない。然しながら、視聴者に2年以内に5000円以下で提供する為には、製造段階のコスト削減と流通段階のコスト削減に向けた取り組みの具体化が喫緊の課題である。取り組みの主体者の明確化、詳細なロードマップの提示、公的支援策の具体化、等々が示されない限りは関係者が様子見に陥り、無為に時間が経過する事になりかねない。そこで、行政として上記の点に鑑み、早急に関係者がより具体的な行動に移行できるよう、施策を講じられる事を強く望みたい。	メーカーとして、コスト削減に向けた努力は、既に取り組み途上にあると言える。然しながら過去に例を見ない機器であるが故に、総需要の見通しが極めて困難である。この事は、例えば大規模LSI開発と言った大きな開発投資に対する取り組みへの決断を鈍らせる結果となっている。又、最小限の機能に関する明快な定義が存在しない為、機器の使用には冗長度を持たせざるを得ない。更に、メーカーとしては流通段階のコスト削減が全く見えない為、最終目標実現への感触も掴み辛い状況にある。上記のような懸念を払拭し、関係者が一丸となって実現に向かって全力で取り組む為の環境整備こそが、最優先で行政に求められている点であると考えます。	今後のデジタル化移行に向けた受信者側の環境整備に当たって参考とさせていただきます。

地上放送関係事業者等	簡易なチューナー等が、デジタル受信機の普及に妨げとならないような方を講じるべき。	本第4次中間答申第一章総論（現状認識・1ページ）で、「すでにデジタル化を完了するための最終段階に入っている」との認識、また本章で提起されている「リサイクル問題」、店頭でのアナログテレビ販売は短期間需要に対応する例外的なものとの報告からも、簡易なチューナー等が、多様化、低廉化しているデジタル受信機の普及の妨げとならないような方を講じるべき。	簡易なチューナーについて、視聴者の理解を深めるよう、取り組むことが重要であると考えます。
地上放送関係事業者等	「COGの考え方の適用+一定の制限」を基本的な考え方とし、一定の制限としてコピー回数の制限を打ち出した今回の審議会の提言を「暫定」と位置づけ、必要に応じた新たな提案を提唱しているが、権利者、視聴者等関係者の意見を確認のうえ、方向性を定めるべき。	第3次中間答申で提言された「EPN」から今回の9回コピー・1回ムーブとなったが、「暫定」との位置づけでは視聴者の不要な混乱を招くのではないかと。また今回のコピー回数がコンテンツの2次利用へ悪影響を及ぼさないよう、留意すべき。	今回の審議会の提言は、デジタル技術が日進月歩で進化の中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならない、という趣旨で「暫定」とされたものです。
その他	受信機の普及に対する草の根活動。世帯別受信調査活動の推奨。	地上デジタルテレビ放送の完全普及達成は、全世帯が受信環境の整備を速やかに自費で行ってもらうことが重要であると思います。各受信者の家庭では、アンテナの設置状態、家屋の配線状態、デジタル放送に対する知識度、認知度、も様々です。また悪徳商法・詐欺等に対するけん制という視点からも、受信調査活動は、一番受信者にアピールする点で良い方法ではないでしょうか。また、受信機等の購入の際、法律実施間際の駆け込み購入もかなり在るのではと思います。駆け込み購入、駆け込み工事等、間際に発生すると思われるのが、受信者自身が独自で行うアンテナ等の工事作業による不可抗力な事故発生防止。せめて受信調査を行い、受信設備の改善、改修工事の必要・不必要をはっきりとさせるべきではないかと思えます。調査の際に、調査員の説明により正しい知識を身につけてもらい円滑かつ無難な停波を行うことが大切ではないでしょうか。総務省または、関連機関の主導で行う受信調査活動を強く推奨します。1世帯の調査費用も今であればまだ期間があり1,000~2,000円程度で行えるのではないのでしょうか。もし改修改善等の必要性があれば調査員から受信者に調査内容を説明し、納得していただける資料を提出し、また費用が発生するのであれば工事費用の受信者負担をご理解いただけるよう説明を行い、またその調査の際にチューナーの必要、不必要の説明を行い受信者の判断材料として調査を行えばよいのではないかと思います。多くの世帯に対し受信状態を事前に知らせることが、大事なことでないでしょうか。まず現場を知り、相手の事を知り理解しないとこの壮大な事業は成し遂げられないと思います。	周知広報の重要性はご指摘のとおりだと考えます。「世帯別受信調査活動」については、参考意見として承ります。
衛星放送関係事業者等	地上デジタル放送における受信機の普及と利便性の向上に関する課題は、BSデジタル放送においても共通な課題であり、各提言における取組はBSデジタル放送とも連携して進められることが必要であると考えます。特に簡易なチューナー等の開発については、地上・BS・110度CSの3波共用を前提に行われることを強く要望いたします。		要望として承ります。
個人	コピーなど録画制限のあり方についてコピー制限の度合いは、各国に足並み揃えるのが最善と思います。	過去、音楽業界は、CCCDのような再生環境に制限を設けた媒体を市販したものの、従来の娯楽のあり方しか想定していなかったため、半導体オーディオプレーヤーの普及に伴ってマーケットニーズから乖離してしまいました(*1)。消費者の望む娯楽に理解を示さず商機を逃しただけでなく、新しいメディアの出現にスムーズに対応できず、正規版が不便で海賊版の方が便利という逆転現象まで生じていました。 (*1)CCCDという音楽CDの亜種があります。パソコンで音楽を聴けないよう工夫された音楽ディスクです。音楽がオンラインで交換される事に危機感を持ったレコード会社が、パソコンを敵対して編み出した策です。やがて半導体プレーヤーが市販されます。半導体プレーヤーは、一旦パソコンで管理する音楽を転送して聴くため、パソコンで再生できないCCCDの音楽は管理できません。やがて半導体プレーヤーが市場を席巻し始めると、音楽業界も考えを改めざるを得なくなった変遷があります。しかし、今でもCCCDの音楽が通常のCDで再販されることはなく、商業的にもひずみが残る形となっています。おかしな規格や制限方式を容認すると、将来想定していない、しかし大衆からやがて支持されるフォーマットが現れたときに困るのです。他国から便利で魅力的なアイテムにインフラごと入って来られたとき、国内のハード、ソフトが簡単に失脚しています。ハードウェアは、世界中に供給していた日本製のウォークマンは退廃し、iPod(米・アップル社)の独壇場です。ソフトウェアにおいては、頑なに譲らなかった著作権保護機能などアップル社のDRMフリー(著作権保護機能のない音楽データ)の流れにと、当初のコンテンツホルダーの言い分は一つ通らない正反対の向きに変わっています。学ぶべきは、コピーの制限を各国と同じ水準に合わせておいた方が、結局は日本国内の相互利益を担保しあえる点です。相互利益とは、ハードウェア業界とソフトウェア業界の相互利益です。これは日本全体の利益を保護するために特に重要な価値観だと思います。予め各国に歩調を合わせておけば、視聴者のフラストレーションも溜まらず、外資の参入に対してなら見劣りししません。日本だけが不便だと、外資に参入されたときiPodの二の舞になりかねないのです。視聴者が不在となって失速したり、インフラの方向性を乗っ取られた外資に容赦なく振られるよりは、番組の保護という観点では甘くとも、国内ハードに便利な機能を容認することで、需要を維持しながら外資参入からコンテンツホルダーが護られる構造を目指すべきだと思います。きっと、複製防止技術は、一つの実験的事例にはなっても模範にはなりません。番組の保身ではなく日本の利益を総合的に見て精査してこそが各国の模範となることでしょう。	今回の答申は、消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くされた結果と受け止めております。ただし、デジタル技術が日進月歩する中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならないものと考えております。

個人	普及政策についてチューナーの無償配布は疑問が残ります。	有志ボランティアならまだしも、生活保護に更に乗せしての娯楽供与はやりすぎだと思います。チューナーのコストダウンも製造メーカーにとっては無理な話して全然スムーズ移行ではないようです。 こんなことは民間に任せ、何故チューナーの値段が日本は下がらないか、民間では手出しできない領域＝B-CASなど利権団体のロイヤリティについて精査しては如何でしょう。	第4次中間答申の提言のとおり、「明らかな経済的理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」に対しては、地上テレビジョン放送が生活に必要な情報を提供していることに鑑み、何らかの支援が検討されるべきと考えます。
メーカー等	簡易なチューナーの価格に言及することは、健全な競争市場を阻害し、価格のみの情報が独り歩きして消費者の買い控えを誘引するなど、デジタル放送受信機全般の普及阻害要因になりかねないので、具体的金額を記載するべきではない。 又、簡易なチューナーの位置づけは、デジタル放送受信機の普及に最大限努力を払った上で、それでも残存するアナログテレビを利用可能にする為の一手段であり、「第四章（1）受信機の普及等」の中でなく、「第八章アナログ終了にあたっての課題」への対応策の一つとして取り上げられるべきものである。	簡易なチューナーは、その位置づけから用途・機能が限定されることなどから、一般のデジタル放送受信機の普及と同列に語られるべきものではない。	簡易なチューナーについては、「価格のみの情報が独り歩きして消費者の買い控えを誘引する」ことのないよう、視聴者の理解醸成に取り組むことが重要であると考えます。
メーカー等	賛成である。公共施設においては、是非率先してデジタル化を進めていただきたい。	公衆の場でのデジタル化を目の当たりにすると、一般消費者の意識が高まる。国策としての位置づけが、明確になって現れる。工事の標準化に寄与することにもなる。	賛成意見として承ります。
メーカー等	「基本的考え方①」に関しては、平成20年度夏を待たず、できるだけ早く国民に周知していただきたい。「基本的考え方②」に関しては、UHFアンテナや工事費用も含めた支援も必要と考える。	消費者が、誤った期待を持って、買い控えにより普及が阻害されないようにしなければならない。厚生労働省 社会福祉行政業務報告によれば、生活保護世帯はVHF放送主体の大都市圏に多く、又、アンテナ工事関連は高額となるため。	「消費者が、誤った期待を持って、買い控え」が生じないよう、視聴者の理解醸成に取り組むことが重要であると考えます。
CATV関係事業者等	第4次中間答申は、2011年のアナログ放送終了に向けた受信機普及について、簡易チューナーへの取組みなどきめ細かい提言は、大いに評価される提言と存じます。 しかし、アナログ受信機でもデジタル放送を視聴可能とする、いわゆるケーブルテレビにおける「デジアナ変換」等、あらゆる選択肢を検討することが有効ではないかと考えます。 「⑥廃棄・リサイクル」タイトルは、「⑥アナログ受信機の継続活用と廃棄・リサイクル」と記述すべきと考えます。	これまでデジアナ変換について議論されていなかったことは承知いたしておりますが、2011年を控え、時間が無くなってきておりますので、アナログ受信の救済等視聴者の利便性のためにもあらゆる選択肢を真剣に検討すべき時期ではないかと考えます。	デジタル・アナログ変換については、アナログ放送終了に向けてあらゆる方策が検討されていく中の一つとして、検討されていくものと思慮されます。また、議論が行われる際はケーブルテレビ事業者の意見も考慮されるものと認識しております。
地上放送関係事業者等	2011年まで4年を切り、デジタル放送完全移行の最終段階に入っており、国は、危機意識を持って、受信機の普及促進に努める一方、経済的弱者に対する支援措置などを明確に示すべきです。	2011年のアナログ放送終了まで4年を切り、デジタル放送への移行を完了するための最終段階に入っていますが、今年3月時点のデジタル受信機の世帯普及率は27.8%にとどまっています。国は、こうした現状に危機意識をもって、主導的立場で、視聴者はもとより、放送事業者やメーカー、流通・販売業者等の関係者の協力を得て、必要な施策を展開し、受信環境の整備に努めるべきと考えます。受信体制の整備については多くの部分が国民・視聴者の負担によって行われることとなりますが、安価な簡易チューナーや、低価格、小型のデジタルテレビなど、デジタル受信機の一層の多様化、低廉化を図り、受信機の普及に弾みをつけることが重要です。また、受信機の問題だけでなく、アンテナの設置など、きめ細かな受信指導も必要と考えられ、地域単位で、受信相談に応じる窓口等の設置等を地方公共団体と協力して進めるべきです。さらに国民が等しくデジタル時代を迎えられるよう、生活保護世帯等に対する具体的な支援策も早急に公表すべきです。	今後の検討の際の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	コピー制限の大幅緩和にあたっては、違法コンテンツの流通や、放送番組の二次利用等に弊害が生じないよう、関係者は引き続き注視し、海賊版の横行など問題が生じた場合には、その見直し等に早急に着手できるよう、協議を重ねるべきと考えます。	地上デジタル放送の「コピーワンス」運用の見直しにより、これまで1回に制限していたコピーを10回まで緩和することになりましたが、これは、2006年9月から権利者や消費者、メーカー、放送事業者等の関係者が議論を重ねてきた結果であり、放送事業者としても重く受け止め、可能な限り早期の新しいルール実施に努めたいと考えています。しかし一方で、大幅なコピー制限の緩和によって、放送番組の二次利用や映画等のコンテンツ調達、放送番組の制作環境等に悪影響が生じることについて完全に懸念が払拭できたわけではありません。今回の措置が「暫定的」と位置付けられた意味を十分理解した上で、技術の進歩や視聴環境の変化等を絶えず注視し、関係者がより適切な著作権保護方式の在り方について引き続き協議を重ねていくことが重要と考えます。	各関係者協力の下、技術や市場の状況、視聴者意識の変化等の注視を怠ることなく、必要があれば、より適切と考えられる新たなコンテンツの保護や利用のあり方について提案するよう努めていくこととしております。

衛星放送関係事業者等	簡易なチューナー等の市場投入によって、市場が混乱し、デジタル放送普及の妨げにならないよう、ご留意いただきたい。	現在、市場で販売されているデジタルテレビ受像機ほとんどには、「BSデジタル放送および110度CSデジタル放送」の受信機能が内蔵されており、お客様（視聴者）の側でもデジタルテレビで3波受信が可能であることに対する認識は高まっております。こうした状況の中で、「簡易なチューナー」として地上デジタル放送だけが受信できるデジタルテレビ受像機が市場に大量に投入された場合、「BSデジタル放送および110度CSデジタル放送」の受信機能があるデジタルテレビ受像機と無い受像機が市場に乱立することになり、視聴者が混乱することが考えられます。こうした混乱の発生によって、デジタル放送全体のイメージが悪化し、それが普及の妨げの原因になる恐れがあるため、「簡易なチューナー」の市場投入については、「簡易なチューナー」の機能について十分議論した上で市場の混乱を避けるような施策、例えば安価な「簡易地上デジタル放送専用チューナー」を支援の対象者に優先的に供給しその後の状況を見た上で市場投入するなど、ご留意いただきたい。	簡易なチューナーについては、「市場が混乱し、デジタル放送普及の妨げ」にならないよう、視聴者の理解醸成に取り組むことが重要であると考えます。
地上放送関係事業者等	公共施設のデジタル化は一刻も早く進めるべきである	地上デジタル放送は、詳細なデータ放送を常時提供できるなど災害時にはもっとも重要な情報源となる。学校や公民館は災害時には避難所になることから、設置されているテレビ受像機は重要な役割を担う。公共施設については費用の負担先を云々している場合でなく、すぐにもデジタル化して国や地方自治体がデジタル化を率先垂範すべきと考える。	公共施設のデジタル化については、内閣官房に設置された「デジタル放送の移行完了に関する関係省庁連絡会議」等において検討を進めています。
個人	簡易チューナーについての機能として省略できるものは、ほぼ見えている。・HD画質・データ放送受信機能と双方向通信機能、あとは「字幕」対応機能が無いモデルを「簡易チューナー」とするか、それとも「簡易チューナーといえども字幕機能は最低限必要か？」の判断である。ただし、5000円と言う数字は、流通経費の削減がなければ実現不可能であり、総務省から流通に強く要望するか、通常の流通ルートから外して販売する（地方自治体あるいはDpa直販）かである。一日も早い「簡易チューナーの仕様決め」と「流通ルートの決定」が必要である。しかし、具体的な5000円と言う数字を出すのは、消費者が「5000円になるまで買い控える」だけであり、撤回が適切である。	消費者の買い控えを誘発するだけ（実際に最近の博報堂の調査では、「停波まで待つ」層が増えている）である。	一般に個々の商品の価格や流通等は受信機メーカーの商品企画に依るべきものですが、総務省としては本中間答申を踏まえ、地上デジタルチューナーに関する視聴者の混乱を避ける観点からも、簡易で低価格なチューナーと従来のデジタルチューナーとの区別が明らかとなるよう、関係団体における仕様検討等を推進するなど、受信者側の環境整備に引き続き努めていく考えです。
個人	学校放送における、学校内テレビ放送（いわゆる、放送部、放送クラブが自主制作するもの）の設備、特にネットワーク_idをどうするのかを早急に決められたし。	学校放送のネットワーク_idとして、地上デジタル放送の、その地域で未使用なidを勝手につかって良いのか、あるいはARIB管理なので割り付けるのか（地デジでリザーブされている範囲以外で定義すると、学校放送用のテレビは一般市販品が使えなくなる）を早急に決定されるべきである。そうでなければ学校の教室のテレビのデジタル化は、市販品で良いのか、学校の校内放送専用のネットワーク_idをも受信できるものを導入すべきかが判らない（ので、デジタル化されない。）	ネットワーク_idは、ARIB(社)電波産業会)において全体を管理し、登録・公開することとされています。
自治体等	6) 経済的弱者への対応 地上デジタル放送の受信にかかる視聴者の費用負担について、国は（特に低所得者層に対して）なるべく低廉になるよう政策立案を要望する。	地上デジタルは高画質、高品質等、メリットがある一方で、ただ、テレビが見られればよいという人々にとっては、絶対必要な技術ではない。その観点からいえば、これらの人々に国策とはいえ、負担を強いるのはいかがなものか。	第4次中間答申の提言のとおり、簡易なチューナーの流通環境整備及び経済弱者対策について、検討を進めることが必要であると考えます。
CATV関係事業者等	デジタル普及促進のためには、安価な簡易チューナーへの取組が必須事項であることは、大いに賛成致します。今後簡易チューナーの技術仕様を検討する際には、ケーブルテレビ事業者も、そのメンバーに加えていただきたいと考えます。	2007年7月現在、地上デジタル放送受信機は約2,342万台普及しているといわれています。そのうち、ケーブルテレビ用STB経由での視聴が約428万台と約2割ものシェアを占めております。従って、簡易チューナーを開発する際は、ケーブルテレビ用STBの仕様にも関連する事項のため、ケーブルテレビ事業者もその検討に参加させていただきますようお願い致します。	受信機の機能仕様は従来より民間において策定されており、簡易で低価格なチューナーの実現に向けて、関係者と連携しつつ取り組まれることを期待します。
CATV関係事業者等	ケーブルテレビ提供エリア内の公共施設のデジタル化対応につきましても、ケーブルテレビ事業者の活用を検討していただきたいと考えます。	当社グループの運営局41局中31局（2007年8月末現在）が行政出資を受けサービス提供を行っており、各地域の情報番組を自主制作し、コミュニティチャンネルにて放送を行っております。また、学校を始めとする地域の公共施設にケーブルテレビ施設が導入されていることも多々あり、学校向けのインターネット接続サービスの提供も行っております。従ってケーブルテレビ事業者の既存設備を最大限活用することで、効率的なデジタル化の促進につながると考えます。	御要望として承ります。
CATV関係事業者等	海外の事例をみても、完全デジタル化を実現するためには、経済的弱者に対しての購入支援策を導入することは不可避と考えます。その際には、導入費用を最小限に抑えるためにも、既に顧客接点を確立しているケーブルテレビ事業者を購入支援策に活用することをご検討願います。	ケーブルテレビのネットワークは約2,900万世帯と既に接続されており、この数字からも分かるように、相当数の視聴者との接点があります。加えて、地域に密着したカスタマーサービス機能、技術サポート体制を整えており、エリア内視聴者に対する課金プラットフォームも備えているため、デジタル化を促進する大きな原動力になるものと考えます。	御要望として承ります。
地上放送関係事業者等	支援の対象者は生活保護世帯はもちろん、高齢者世帯、障害者世帯や低所得者、学生単身生活者など幅広くすべきで、国は国民が納得できる基準を示すべきである。	支援対象者を限定することによって、支援を受けられない世帯がデジタル受信機を購入できない事態に陥ることは避けるべきである。また、支援の対象となる世帯とならない世帯で不公平感が生じないよう、国民が納得できる基準を示すべきである	経済弱者支援にあたり、「国民が納得できる基準」を示すことは重要であると考えます。

地上放送関係事業者等	地上テレビジョン放送のデジタル化のメリットには、高画質・高音質に加え、データ放送・字幕・ワンセグなどといったサービスも含まれる。支援の具体策の作成に当たっては、チューナーの機能に、映像、音声の受信機能のほか、字幕放送、データ放送など、デジタル放送のメリットを享受できる機能を備えるべきである。また、チューナーだけではなく、アンテナ設備等に対しても支援を行うべきである。	地上デジタル放送の予備免許交付の際には、「双方向機能を生かした放送サービス、移動体での受信にも対応する放送サービスの早期実施等デジタル技術の特性を生かした放送の実施に努めること」「字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者、高齢者に十分配慮した放送番組をできる限り多く設けるよう努めること」を付記している。高齢者世帯や障害者世帯に対する支援策として提供されるチューナーには、字幕放送や、災害時に期待されるデータ放送の受信機能が最低限必要と考えられる。	第4次中間答申の提言のとおり、経済弱者支援にあたっては、「自己の負担によりデジタル化対応を行う国民との著しい不公平が生じないように」という観点からの検討も必要であると考えます。
個人	国民に同意のない費用の持ち出しを強制するのは元々おかしいと思います。それをおいても、アナログと同じ使い勝手は必須でしょう？すなわち、コピーフリーにしなければ「ダメ」です。他国でコピーワンスなど使われていないのですよね？		国民の理解が得られるよう、取り組むことが必要であると考えます。今回の答申は、消費者、権利者、放送事業者、受信機メーカーなどの関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くされた結果と受け止めております。ただし、デジタル技術が日進月歩する中で、あらゆる状況変化に対応し得る「恒久的」なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならないものと考えております。
地上放送関係事業者等	コピーワンスの見直しによって日本の放送のコンテンツ調達や番組の制作環境、2次利用に支障をきたすことがないよう今後も各方面が協力し有効な著作権保護意識の徹底を図るべき	そもそもコピーワンスが導入されたのは、日本の放送番組の違法コピーが国内外で横行し、特にアジア諸国で違法コピーDVD、ビデオが多数販売され、このままではコンテンツホルダーが日本の放送に優良なコンテンツを提供しなくなるとの危惧があったためです。その後も投稿型動画サイトが登場、普及し、日本の放送番組の動画が大量にアップロードされるなど、放送番組の著作権保護を巡る環境は引き続き厳しいものがあります。大多数の善良な視聴者が引き続き無料広告放送を通じてより良質な番組コンテンツを楽しむことができるよう関係各方面の意見をひろく聴取し、総合的な対策が不可欠と考えます。	関係者が連携協力し、無許諾で行う録画物の頒布・販売の違法性等に係る周知広報に取り組みしていくこととしています。
地上放送関係事業者等	5. 2011（平成23）年まで4年を切り、デジタル放送への完全移行の最終段階に入っており、国は、危機意識をもち、受信環境の整備に努めるべき	2011年のアナログ放送終了まで4年を切り、デジタル放送への移行を完了するための最終段階に入っているが、総務省の調べによると、平成19年3月時点のデジタル受信機の世帯普及率は27.8%にとどまっている。国は、こうした現状に危機意識をもち、視聴者をはじめ、放送事業者や受信機メーカー、流通・販売業者等の関係者の協力を得て、関係省庁が一体となって必要な施策を展開し、受信環境の整備に努めるべきである。一方、放送事業者は、デジタル中継局の整備を進めるとともに、デジタル受信機の普及のため、放送を通じた周知広報等に取り組んでいる。受信機メーカーとしても、デジタル受信機の更なる低廉化に努めるべきである。また、アナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能に絞った安価な簡易チューナー等の準備は、2011年のアナログ放送終了のためには必須のものと考えているが、2011年以降のデジタル放送時代を見据え、高画質・高音質でデータ放送サービスも楽しめる本来のデジタル受信機の普及を急ぐ必要がある。	今後の検討の際の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	6. “コピーワンス”運用の見直しにあたっては、放送番組の二次利用等に弊害を生じることがないよう、著作権等の諸権利を尊重したうえで、引き続き関係者は協議を重ねるべき	今回の地上デジタル放送の“コピーワンス”運用の見直し検討の結果、これまで1回に制限していた放送番組のコピーを10回まで緩和することが提言されている。これは、平成18年9月から権利者や消費者、メーカー等の関係者が議論を重ねてきた結果であり、地上民放送事業者としても重く受け止め、可能な限り早期の新ルール実施に努めることとした。しかしながら、こうした大幅なコピー制限の緩和によって、海賊版コピーが氾濫し、放送番組の制作や映画等のコンテンツ調達、放送番組の二次利用等に弊害が生じることがないよう、著作権等の諸権利を尊重したうえで、引き続き関係者が協議を重ねていく必要がある。さらに、今回の見直しは、地上デジタル放送への適用を前提に議論が行われたが、今後、新ルールの実施にあたっては、視聴者の混乱を避けるため、現在“コピーワンス”運用を行っているBS/CS放送事業者との十分な協議が重要であり、行政による適切な調整が望まれる。	いわゆる「コピーワンス」の改善のあり方に関する提言について、関係者の取組やその結果、関連する評価等について適時把握に努め、必要に応じて、情報通信審議会等における審議をお願いしていくものと考えております。

個人	<p>現状においては、地上デジタル放送への移行を意識的に控えている層の存在を知るべきであり（必ずしも金額的な問題だけではない）、移行で得られるメリットに見合ったユーザー負担でバランスを取らねばならない。低廉な簡易チューナーの市場投入もひとつの手法ではあるが、これを実現するためにはB-CAS システム採用を免除するなどの措置を国主導で行なうべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「本年3月現在の世帯カバー率約85%となっている。受信機の世帯普及率も27.8%（本年3月総務省調べ）となり、計画に沿って推移している」とあるが、今この時期でこの世帯普及率というのでは地上デジタル放送への移行が絶望的なのではないか。「アナログ放送の終了まで4年を切りデジタル化を完了するための最終段階に入った」とするまとめが虚しく響く。まったく「最終段階」ではない。 ●アナログ停波の認知率が60.4%で世帯普及率が27.8%ということは、単純に言えばアナログ停波を知ってる人間の半分が（現段階で）移行する必要性を感じていないことを示している。実際に停波する2011年まで どう推移していくのか見ものであるが、移行を加速させる策を本気で考えないと残り4年足らずでの移行達成は難しい。 ●地上デジタル放送への移行の目標として「個別受信か共同受信かを問わず、すべての世帯でデジタル放送を受信・視聴できる環境が整うこと」を掲げているが、ここでの「すべて」とはどういう範囲で想定しているのだろうか。そもそも知デジに移行したくない（つまりテレビはもう見ない）人間は含まれているのか否か。〈機器を所有しないために知デジを見られない人でも、その気になればいつでも視聴可能である状態〉と解釈するのが無難なのだろうが、無理に全世帯へ視聴環境を押しつけようとするれば、NHK 受信料等の問題も絡んで混乱することが予想される場所ではある。 ●〈機器を所有しないために知デジを見られない人でも、その気になればいつでも視聴可能である状態〉を作り出しておけば、あとはユーザーの負担を低減することで移行促進も可能ではあろう。しかしそのためには、対応機器を買わねばならないという現状はあまりにも理想から遠い。いかに今ある機器を流用することで視聴可能とするかという視点でも対策が必要である。 ●「平成23（2011）年に相当数残ると予想されるアナログテレビを引き続き使うことを希望する方が使い続けられるようにするための簡易なチューナー等の普及が課題となる」としている。これ自体は間違ったことを言っていない。ただ簡易チューナーであったとしてもB-CASが必須のためにコストを下げられず、なかなか低廉な商品が発売されないという事情もある。行政に何が出せるのかと問うのなら、まずB-CASを廃するのが地デジ普及への第一歩ではないのか（それに加え、コピーワンス撤回も）。 ●地上デジタル放送へ移行する（視聴者側の）メリットというのが殆ど示されていない現状もあるところだが、結局視聴者が何を基準に移行を決めるかという点、そのメリットと負担（費用・手間など）とのバランスである。メリットが示せないのであれば当然ユーザーの負担の方を軽減するだけのアイデアが望まれる。その意味では先の「簡易なチューナー等の普及」は理に適ってはいる。問題は実現性であるが。 	<p>今後のデジタル化移行に向けた受信者側の環境整備に当たって参考とさせていただきます。CAS（限定受信方式）等については民間規格として対応されているものであり、簡易で低廉なチューナーに関しても、関係団体における仕様検討等を通じて、その適用是非を含めて検討されるものと認識しています。</p>
----	--	--	--

個人	<p>低廉な簡易アナログチューナーの開発をメーカーだけに押しつけるのではなく、当該機器での「コピーワンス」や B-CAS 対応を免除するなどの支援を考えるべきである。</p>	<p>●「2年以内に5,000円以下の簡易なチューナー等を視聴者が望めば入手できるような環境を整えるようにすることが望まれる」としては、これが実現すれば確かに地デジ移行が促進されるだろう。しかし現状としてワンセグチューナーですら5000円で買えないこと、かつB-CASのような特殊な仕様のため機器のコストダウンが難しく実現性が薄いことを考えると、いさかアダブル的な提言であると判断せざるを得ない。メーカーを追い立てるだけでなく、具体的な支援というものがあろう（たとえば簡易チューナーではB-CASを使わなくても済むようにするなど——アナログ出力のチューナー等）。</p> <p>●「現在のアナログテレビにチューナー等を購入するだけで十分でない場合があることについて、視聴者に誤解が生じないようにすることに留意が必要である。具体的には、チューナー等の既存の受信機器への接続や、アンテナの好感や調整等のため、更に費用が必要となる場合があること等について、視聴者が十分に理解いただけるような周知のための取組が合わせて行われることが必要である」とされる。この提言はむしろ遅すぎるくらいであり、早急に行う必要がある。</p> <p>これまでの地デジ移行の広報の在り方が「2011年にアナログ放送が終わる、今のテレビが見られなくなる」という半ば脅迫的な物言いでもって新しいテレビに買い換えさせようというものだった。地上デジタル放送では画質も利便性（とりわけ私的録画において）も劣るものである上に、機器等の準備で新たな出費（それも決して安くはない）を強いられる視聴ということになる。こうしたハードルを乗り越えてまでテレビを見たいと思うか否か、その国民の判断が現在の低い普及率に表われている。地デジ移行のデメリット（かかる費用）をきちんと説明し、その上でメリットを探る（広報する）という形に持っていかないと地上デジタル放送そのものの国民の信頼も得られない。その結果、アナログ停波に失敗することになりかねないのである。</p> <p>なお敢えてここで指摘しておきたいのがNHK受信料。現在テレビ受像機を持っている人であっても地デジのチューナーを買わずにいる人はアナログ停波とともに受信料支払いの契約が必要なくなると考えられるが、これについてNHKは何のアナウンスもしていない。NHKと受信契約をしている者が全て地デジへ移行するかのような希望的観測でビジネスを構築しているのかも判らないが、現在の普及率の致命的な低さを考えればそうした観測が間違っていることは明らかである。地上デジタルへの移行のメリット・デメリットを正確に伝えるためにはNHK受信料との関連もきちんと広報すべきである。</p> <p>より公平な情報を提供するとともに、地上デジタル移行の判断は国民ひとりひとりが為せるよう環境づくりに努められたい。</p>	<p>CAS（限定受信方式）等については民間規格として対応されているものであり、簡易で低廉なチューナーに関しても、関係団体における仕様検討等を通じて、その適用是非を含めて検討されるものと認識しています。</p>
個人	<p>公共施設に置かれたテレビは簡易チューナー使用の実例として利用すべきである。またテレビの廃棄を抑制するために、今のアナログテレビと同様の利便性を確保したデジタルテレビ（あるいは簡易チューナー）が開発されるよう国で支援すべきである。</p>	<p>●「公共施設のデジタル化対応」については注意を要する。アナログテレビをすべて新しいテレビに置き換えるような愚策に走り、税金を無駄遣いするようなことは避けていただきたい（それならばまだしも国民全員にチューナーを配る方がマシ——発想としてそれくらい愚か）。むしろ新しいテレビへの買い換えは故障等でやむをえない場合だけのとどめ、従来のアナログテレビにチューナーを繋げることで簡便なデジタル移行をアピールする方向で考えるべきである。現在、電気店ではデジタルテレビの展示ばかりが行なわれ（アナログテレビの生産自体もかなり少ないとのことだが）アナログテレビにチューナーを繋いだ場合の地上デジタル放送の視聴環境を実感する機会は少ない。公共施設ではアナログテレビにチューナーを繋ぐという選択肢を意識させることに重点を置いて対応されたい。</p> <p>●将来予想されるアナログテレビの廃棄について、「チューナーを取り付けること等により引き続きアナログ受信機器が使用できることの周知広報を行うとともに、前述のとおり、簡易なチューナー等が安価に市場に出回るよう取組が行われることが必要である」とされており、そもそも地上デジタル放送への移行というものが自らがテレビの買い換え需要をも目論んでのもの（2ページの「放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義」参照）であるだけに、言葉通りに受け取ることは出来ないというのが正直なところである。買い換えをすれば古いテレビを廃棄するのは当然の流れであり、あとはどう廃棄を抑制するかという消極的な話にならざるを得ない。</p> <p>簡易チューナーの市場投入を「2年以内」などと悠長なことを言っている場合ではないのではないか。簡易チューナーの実現を阻むものについて国が何らかの手を打つ必要があるものと考え（アナログテレビ画質での出力と引き替えに、コピーガードやアクセスコントロールの実装を免除するなど）。</p>	<p>公共施設におけるデジタル化については、内閣官房に設置された「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において検討を行うとともに、各地方公共団体において検討を進めているところである。今のアナログテレビと同様の利便性を確保した製品については、アナログテレビの利用が可能となるよう、簡易で低廉なチューナーの実現に向けて、メーカーへの協力要請、仕様策定・公表の推進など出来る限りの環境整備に努めているところである。</p>
個人	<p>地上デジタル放送への移行を国策として行っている以上、チューナー購入の支援を一部に限定するのではなく、国が国民を相手に支援していくことを考えるべきである。またそうすることで、簡易チューナーの開発支援を国が行なう動機づけを確保することにもなる。</p>	<p>●視聴者にとってのメリットが殆ど存在せず、ただ国の旗振りでもって地上デジタル放送への移行を強行しているのが現状。このような有様で「デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である」とするのは問題がある。むしろ国の責任で最低限の移行を保証することを考えるべきなのではないか。</p> <p>●「これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯が生じること」への対応として「支援」を提言しているのは評価するが、「全ての地上波受信世帯」に対する米国の例を引きながらも日本では「支援の対象者や支援の範囲について厳密に限定する」としているのは何故か。「国民がデジタル放送に躊躇することにつながらないよう」などというもっともらしい理由付けはしているが、全く説得力がない。むしろアナログ放送程度の簡易なデジタルチューナーを用意し、それを配るなり購入支援するなり全世界対象で出来れば良いだけの話である（より高度な機能を求めるのであれば市販機器を購入すればよい——そのインセンティブはある）。</p> <p>●また、メーカーだけに簡易チューナーの開発を押しつけるのではなく、国がチューナー配布のような施策を打ち出すことで、より安いチューナーを開発する必要に迫られる状況を作り上げていくという考え方もあろう。こうした製品を市場まかせで「2年以内」に出すことは難しいと思われる。国による表から・裏から両方の支援が必要。</p>	<p>今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>

<共聴施設の改修等>

提出者	意見	理由	回答
自治体等	<p>→ 提言において、共聴施設改修に係る国の支援制度の要件について問題点が指摘されているが、そもそもの問題点は地方自治体に負担を求めていることである。地デジ移行に伴う「アナアナ変更」においては地方自治体の負担は求められておらず、全額国の負担で対応した経緯があり、共聴施設改修についても地方自治体に負担を求めることなく、国で対応すべきと考える。</p>	<p>これまで電波行政は国が所管しているものであり、共聴施設に係る許可、届出事務等についても地方自治体を通さず、国と組合間で事務が進められており、地デジ移行に伴う「アナアナ変更」においても、全額国の負担で対応した経緯がある。</p> <p>今回、地上デジタル放送に対応した共聴施設の改修について、国が地方自治体に負担を求めるとであれば、例えば、下記の理由など地方自治体が納得できる説明に努めるべきである。</p> <p>① アナアナ変更と今回の共聴施設改修の何が異なるのか 考え方を説明するとともに、アナアナ変更に要した経費、全国に約18,500施設あると言われる共聴施設改修費用の総額概算</p> <p>② 地デジ移行により享受する地方自治体のメリット</p> <p>③ なぜ地方自治体が負担しなければならないのか、その理由</p>	<p>「アナアナ変更」については、地上テレビジョン放送のデジタル化に当たり、テレビ放送用の周波数が逼迫している中で、デジタル放送用の周波数を確保するという必要性から、デジタル放送用周波数と重なってしまう一部のアナログ周波数を別の周波数に移行させるということが必要となり、これに関連する一連の作業として実施してきたもの。ご意見については、参考として承ります。</p> <p>また、地方公共団体への説明を十分に行うべきとのことご意見については、ご指摘のとおりと考えます。</p>
自治体等	<p>提言において、「できるだけ早い時期にこれらの施設のデジタル化対応できるよう周知広報に努めるべきである。」としているが、電力事業者や鉄道事業者など都道府県域を超えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する事業者に対しては、国が本社等に対し一元的に指導・調整を行うべきである。</p>	<p>都市受信障害対策共同受信施設、いわゆるビル陰等共聴施設については、ビル等の所有者が多いことから個別対応が困難なため、周知、広報による対応になると思われる。</p> <p>しかしながら、電力事業者や鉄道事業者などが所有する共聴施設については、施設改修の対応が施設毎でなく事業者毎になり、また、それらの事業者は都道府県を跨った広範囲に及ぶことから、国による指導・調整が必要である。</p> <p>現実に、地デジ移行に伴う共聴施設の在り方について、住民と電力会社でトラブルが起きており、電力会社のテレビ共聴施設は施設数、加入者数も多いことから、今後、問題が大きくなること懸念されている。電力会社においても、地方支店のみでは事業者としての統一的な対応が困難であることから、国による事業者本部への一元的な指導・調整が必要である。</p>	<p>国は公益事業者等に対して共聴施設のデジタル化改修を指導する権限を有していないが、公益事業者等においては、少なくとも、都市受信障害対策共聴施設のデジタル化に係る対応方針等について当該共聴施設による受信者等に対して十分に周知し理解を得ること、デジタル化後も当該事業者等の所有物による受信障害が残る場合の受信環境確保に係る適切な対応等が必要と考えます。</p> <p>なお、国としては公益事業者等も含め共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた働きかけをより一層進めていくことが必要と考えます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>辺地共聴施設について、国の補助制度が設けられたことを高く評価するとともに、来年度以降も引き続き支援措置がとられるよう要望します。また、その際には、現行の運用で実際に生じている様々な問題について再検討・改善を加え、より効果的な支援措置がとられるよう要望します。</p>	<p>答申にも記述されている通り、当該補助制度の運用にあたっては、共聴組合が事業主体として認められない（有線共聴の場合）ほか、補助対象設備が中継系伝送路に限定（ギャップファイラーの場合）されるなどの問題が生じています。このような問題点をできる限り改善し、来年度以降も引き続き積極的な支援措置がとられるよう要望します。</p>	<p>支援措置の拡充等については、御要望として承ります。</p>
個人	<p>1. 受信障害施設の経費負担の考え方は平成18年11月に公表したとあるが、各マンション役員には周知されていない。一層の周知を図りたい。</p> <p>2. 考え方が、「管理組合の負担」であるならば反対である。</p>	<p>1. 管理組合の意思決定は時間がかかるものであり、とくに、今回は、自分のマンションはCATV等で対策済みであり、周辺住戸の住宅にかかることであるが、①どの住戸がデジタル化して障害となるか不明、②マンション建設当初、どの住戸と正式に対策施設を導入しているか不明のことが多い。</p> <p>2. マンションが建築され20年～30年経過しており、現在は他の建築物が障害となっていることもあり、当時の施設設置者が未来永劫責任を持つことは、法理論からいっても納得できない。</p>	<p>都市受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の考え方については、平成18年11月に策定し、施設管理者等へ周知説明を行っていることであり、今後、より一層の周知徹底に努めていくことが必要と考えます。</p> <p>また、地上デジタル放送においても受信障害が残る場合には、都市受信障害対策共聴施設のデジタル化対応に係る改修方法や費用負担等について、受信障害の原因物の所有者と当該共聴施設による受信者とを当事者とする協議によって決定されることが基本と考えます。なお、その後の周辺事情の変化により受信障害の原因となる建築物等が当初と異なっている場合には、それらの建築物等の所有者間で費用負担を含む責任分担等について協議を行っていただくことが適当と考えます。</p>

地上放送関係事業者等	<p>辺地共聴施設、集合住宅共聴施設、受信障害対策共聴施設の改修時期の平準化は、個々の特性を踏まえたうえで、中継局置局ロードマップに基づいて策定すべき。</p>	<p>地上波中継局の置局は親局から始まる「波紋型」で、辺地・集合住宅・受信障害対策の各共聴施設が地上波を受信できる時期が異なるため、改修時期の平準化に重点を置き、時宜にあった改修計画を策定すべき。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた適切な取組を進めていくことが必要と考えます。</p> <p>共聴施設のデジタル改修計画は、放送事業者の中継局置局ロードマップを踏まえ、共聴施設の設置者等が策定することになります。このため、共聴施設の設置者等に対して、改修着手の遅れによる工事の輻輳とならないよう、適切な改修計画の策定に資する放送開始時期、改修手法等の周知広報を反復・継続的に行っていくことが必要と考えます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>デジタル混信については、国が支援措置を講じるべき。またチャンネルプランなど制度面での柔軟な対応を検討すべき。</p>	<p>デジタル混信の主要因はSFNにあるのではないかと。このため補完対策は放送事業者の自助努力範囲とはいえないのではないかと。混信を事前に回避するためには、チャンネルプランについてアナログ放送終了に伴い可能になる新たなチャンネルへの移行（チャンネルリパック）を待つのではなく、放送対象区域の異なる隣接地域との混信回避や将来のチャンネルリパックによる負担回避を念頭に、チャンネルプラン変更等柔軟に対応すべき。</p>	<p>デジタル混信については、その発生状況実態を把握しつつ、関係者の協力により具体的な対策方法を検討していきたいと考えています。放送事業者も放送を視聴している視聴者の保護の観点から混信対策実施についての協力をお願いしていきます。</p>
自治体等	<p>デジタル化により、辺地共聴施設を多く抱える市町村とその住民が、都市部よりも負担額が多くなならないよう、支援措置を充実していただきたい。平成20年度以降の支援制度において、有線共聴に対する支援制度については、事業主体と対象地域の制約をなくすとともに、無線共聴に対する支援については、ギャップファイラー設備そのものも補助対象とすべきである。</p>	<p>アナログ放送時における設置経緯や国の支援枠組みを理由として、デジタル化に必要な施設について財政負担を地方自治体に求めるべきではない。</p>	<p>支援措置の拡充等については、御要望として承ります。</p>
その他	<p>「2、審議会における議論の状況」の「(3) 集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設」において、「ケーブル固有の問題として、電波障害や集合住宅の共聴施設の中で、ケーブル経由で視聴しているお客様については、アナログのVHF伝送路をデジタルでUHFに直さなければならない場合があり、費用負担の問題が出てくる。電波障害でも、後から高層ビルができて原因者がわからなくなる場合がある。また、アナログでは難視だったのが、デジタルでは一般的にそのエリアが10分の1になるということがわかっている。電波障害が解消したら自分でアンテナを立てなければならないという問題等が出てくる。」とあるが、この問題について提言がないように思われる。</p>	<p>上記の問題が発生することが予想されながら、何らの施策も打ち出さなければ、スムーズな移行の障害になることが予想されます。集合住宅と電波障害対策を受けている施設において、その設備の規模は大きいものもあり、費用が数百万円あるいはそれ以上の金額を要する場合があります。特に二つの老いが進行している老朽マンションにおいては、支出が困難な集合住宅、また、将来に向けた修繕費を今回の費用に充てたために、耐震改修をはじめ建物の維持に必要な修繕が困難になってしまう集合住宅が出てくるものが予想されます。費用補助を含めた問題解決のための提言が必要と思われる。</p>	<p>放送の受信設備は、個別アンテナ、共聴施設を問わず、受信者自らが設置することが基本であり、そのデジタル化対応も一義的には受信者に対応いただくこととしております。</p> <p>ただし、都市受信障害対策共聴施設については、受信障害の原因となった建築物等の所有者と受信者との間の協議を通じて、それぞれ応分の負担によりデジタル化対応を進めることが適当と考えます。なお、総務省では、こうした協議が円滑に行われるよう、平成18年11月、都市受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送対応に係る考え方をとりまとめ、共聴施設設置者等の関係者に対して周知するなど、共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組を進めているところであり、今後、より一層加速化していくことが必要と考えます。</p>
その他	<p>「2、審議会における議論の状況」の「(3) 集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設」において、「地上デジタル放送への完全移行に際しては、すべての市民、国民が受信できる環境を整備し、特にデジタル化に伴い共聴施設改修等の必要が生じた場合、市民に過剰な負担を強いることのないような支援措置を図られたい。」とあるが、この問題について提言がないように思われる。</p>	<p>市民に過剰な負担を強いることがないような支援措置について具体的な提言がなされなければ、スムーズな移行の障害になることが予想されます。集合住宅の施設において、その設備は多種多様複雑で規模が大きいものもあり、多大な金額を要する場合があります。特に二つの老いが進行している老朽マンションにおいては、支出が困難な集合住宅、また、将来に向けた修繕費を今回の費用に充てたために、耐震改修をはじめ建物の維持に必要な修繕が困難になってしまう集合住宅が出てくるものが予想されます。相談窓口の設置のほか費用補助を含めた問題解決のための提言が必要と思われる。</p>	<p>「審議会の議論の状況」は、審議会における議論の際に出された意見を列挙したものであり、委員の合意が得られたものではありませんが、「提言」は、委員の合意が得られたものです。</p>

その他	<p>「２、審議会における議論の状況」の「（３）集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設」において、「公的な機関や公益事業の会社が所有者や原因者になっている受信障害対策施設については、前倒しして措置してもらえると大変助かる。」とあります。しかしながら、提言では「集合住宅共聴施設のデジタル化対応については、管理組合等居住する受信者自らが対応することとされているが、工事時期の平準化の観点から管理組合等の施設所有者に対して工事の前倒しを促す周知広報を行っていくとともに、受信者からの相談に的確に対応できるよう相談体制の充実・強化が必要であると考えます。」と唱われています。これでは議論と提言が全く異なります。</p>	<p>「公的な機関や公益事業の会社が所有者や原因者になっている受信障害対策施設については前倒しして措置」とは全く尤もな内容です。市民に前倒しを促す広報を行う前に、公的な施設が先ずもって前倒しの措置をこうずるべきですが、提言では「公的な機関や公益事業の会社が所有者や原因者になっている受信障害対策施設」にはふれられず、前倒しをすべき対象が「管理組合等の施設所有者」になってしまいました。理由があれば議論として明記すべきですし、どう解釈しても市民に促す以前に「公的な機関…」が先ずもって取り組むことを唱うことが必要と思われる。</p>	<p>「審議会の議論の状況」は、審議会における議論の際に出された意見を列挙したものであり、委員の合意が得られたものではありませんが、「提言」は、委員の合意が得られたものです。</p>
メーカー等	<p>賛成である。国が主導して早期かつ計画的な推進をお願いしたい。</p>	<p>視聴者においては、受信環境が整備されていないために、デジタル機器の購入が遅れている場合もあると考えられるため。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>「②NHK」の６行目、「また、集合住宅共聴施設及び…」以下の文章は国の施策に関する文章であることから、分かち書きされるべきものと考えます。</p>	<p>現状ではNHK共聴に関する文章と一連のものとなっており、NHKの施策との誤解を与えかねないため。</p>	<p>次の答申を検討する際の参考意見として承ります。</p>
地上放送関係事業者等	<p>① 辺地共聴施設、特に自主共聴施設の受信点調査と共聴施設管理者への改修働きかけを早期に国の責任において実施する必要があると考えます。 ② 新設共聴に対する国の対応方針を早期に策定する必要があると考えます。</p>	<p>NHKは、平成19年度からNHK共聴（約8,500施設）について受信点調査を実施した上で、地元管理組合と改修のご相談を開始しています。自主共聴（約1万1千施設）の改修についても、同様な取り組みが不可欠と考えますが、現時点ではなかなか進んでいないと認識しています。自主共聴の改修は、国の責任において対応することとされていることから、国による早期の受信点調査と共聴施設管理者への改修の働きかけが必要と考えます。また、既設共聴の改修については上記のような対応の枠組みがありますが、アナログからデジタルへの移行を総合的に推進するためには、新設の共聴施設を必要とする場合の対応の枠組みについても、早期に方針を策定する必要があると考えます。</p>	<p>共聴施設のデジタル改修については、周知広報を継続・反復的に実施していくとともに、受信点調査の必要性を認識しており、実施について検討していきます。また、新設の共聴については、中継局ロードマップを踏まえ放送事業者の検討状況を見つつ、対応策を検討していきます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>① 集合住宅、特に、アナログ放送ではVHF帯でカバーしていた大都市圏や近畿圏など、デジタルへの移行に当たって受信側により多くの課題のある地域における集合住宅の受信状況を早期に把握し、対策手法を確立する必要があると考えます。 ② 電波障害対策共聴、特に都市部のビル陰対策共聴の実態を把握し、対応方針を策定する必要があると考えます。</p>	<p>大都市圏、特にVHF帯でカバーしていたエリアの集合住宅については、世帯数がかなりにのぼる上、UHFアンテナへの改修やブースターの取り替え等、受信設備改修に手間と時間がかかることが予想されます。また、大阪のように、既存UHF局とデジタル局を二つの方向から受ける受信システムではデジタル波のカットによる受信不能問題もあります。これは、地方都市で遠くの県外局を見ている地域で多く存在していると推定されます。こうした地域固有の問題についても、早期の実情把握と対策手法の確立が必要であると考えます。また、電波障害対策共聴やビル陰対策共聴についても、実態把握と対策方針の策定・周知が急務であると考えます。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組の中で、地上放送事業者等の関係者との密接な協力の下、共聴施設の実態把握や周知広報等を進めていくことが必要と考えます。</p>
CATV関係事業者等	<p>「全国18,500あるとされる施設」と共に都市型難視聴施設等についても支援措置の改善や、工事の平準化のために施設の実情を調査すべきではないかと考えます。</p>	<p>改修や支援措置の改善をするにしても、先ずは辺地共聴施設と共に都市型難視聴等の実態把握により、最も適した対策を講じることになると考えます。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組の中で、ケーブルテレビ事業者等の関係者との密接な協力の下、共聴施設の実態把握等も進めていくことが必要と考えます。</p>
CATV関係事業者等	<p>共聴施設のデジタル化対応のために、ケーブルテレビを活用した改修も検討すべきと考えます。</p>	<p>地域の状況を把握しているケーブルテレビや、日本CATV技術協会会員による共聴施設の改修は、2011年に向けた実効的対応と考えます。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組を進めていくことが必要と考えます。</p>
自治体等	<p>（２）辺地共聴施設デジタル化により辺地共聴施設を抱える市町村とその住民が、都市部よりも負担額が多くなならないよう、支援措置を講じること。 また、来年度以降の支援制度においては、有線共聴に対する支援制度については、事業主体と対象地域の制約をなくすこと、また、無線共聴に対する支援制度については、ギャップファイラー設備も補助対象とすること。</p>	<p>アナログ放送時における設置経緯や国の支援枠組みを理由として、財政負担を地方自治体に求めるべきではない。P24において指摘されているとおり、地方公共団体が、国から支援された残りの事業費を全額負担することは無理であり、事業主体や補助対象地域のみを見直しただけでは、辺地共聴施設を多く抱える難視聴地域の地方自治体や地元住民の負担の軽減は図れないため。</p>	<p>支援措置の拡充等については、御要望として承ります。</p>
自治体等	<p>（２）辺地共聴施設市町村が難視聴対策のため実施するギャップファイラーの多段中継が現行制度上可能であることを明確化するとともに、当該施策のため市町村又は共聴組合が設置するギャップファイラーについては電波利用料負担の免除など配慮が必要。</p>	<p>山間部等においては、ギャップファイラーの多段中継が有線と比較し地域の実情に適応することが考えられる。また、難視聴対策のため設置されたギャップファイラーにかかる電波利用料等の負担は一部の住民に不公平が生じるため。</p>	<p>多段中継については、制度的に可能となっています。また、電波利用料の緩和と要望については今後の参考とさせていただきます。</p>

地上放送関係事業者等	デジタル混信については国の責任において予算措置を含む対策を講じるべきと考えます。	デジタル混信は、アナログ放送からデジタル放送へ移行する過程で生じる周波数割当上の問題であり、電波を管理する国の責任において、その対策を検討し、必要な予算措置を講じるべきものと考えます。また「解決できない部分については、衛星によるセーフティネットにより暫定的にデジタル放送を視聴可能とし」とありますが、セーフティネットに全面的に寄りかかるとはならず、ケーブルテレビなども含めて幅広い選択肢で措置すべきと考えます。	デジタル混信については、その発生状況実態を把握しつつ、関係者の協力により具体的対策方法を検討していきたいと考えています。放送事業者も放送を視聴している視聴者の保護の観点から混信対策実施についての協力をお願いしていきます。
自治体等	第五章 受信側の課題（２）－共聴施設の改修等 3. 提言（２）「辺地共聴施設」について デジタル化により辺地共聴施設を抱える市町村とその住民が、都市部よりも負担額が多くなならないよう、支援措置を講じていただきたい。 また、来年度以降の支援制度においては、有線共聴に対する支援制度については、事業主体と対象地域の制約をなくすこと、また、無線共聴に対する支援制度については、ギャップファイラー設備も補助対象としていただきたい。	アナログ放送時における設置経緯や国の支援枠組みを理由として、財政負担を地方自治体に求めるべきではない。	支援措置の拡充等については、御要望として承ります。
CATV関係事業者等	ケーブルテレビ事業者のサービス提供地域内での辺地共聴施設、集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設のデジタル化については、既存の設備を有効活用するため、ケーブルテレビ事業者の幹線に切り替える事を推奨していただきたいと考えます。	ケーブルテレビ事業者のサービス提供地域内では既に個々の施設に近接して伝送管路を所持しているため、地域に密着したケーブルテレビ事業者がその所持するインフラ及び技術によりきめ細かく改修等を実施またはサポートすることが可能であり、当該エリア内に居住する視聴者保護にもつながると考えます。 従って既に整備済みの設備、機能を十分にご活用いただくことで、費用の削減、デジタル化の促進につながると考えます。	要望として承ります。
地上放送関係事業者等	7. 国は、デジタル混信の対応案と実施スケジュールを検討し、それに必要な予算措置を行うべき	デジタル混信は、アナログ放送からデジタル放送へ移行する過程で生じる周波数割当上の行政問題である。 国は、こうした認識のもと、デジタル混信の対応案と実施スケジュールを検討し、それに必要な予算措置を行うべきである。	デジタル混信については、その発生状況実態を把握しつつ、関係者の協力により具体的対策方法を検討していきたいと考えています。放送事業者も放送を視聴している視聴者の保護の観点から混信対策実施についての協力をお願いしていきます。
その他	分譲共同住宅（通称分譲マンション）で入居以来周辺住宅の電波障害原因者の責任と称して、電波障害対策のための施設維持費（これにはケーブルを電柱に架ける使用料も含まれている）が、原因者と特定されたマンション管理組合の負担で行われている。 10年以上も経てば、周辺事情も変わり、或いは10数キロ離れた超高層ビルやマンションの影響もあるのに、分譲会社は事実上売り逃げしたままの状態が多い。 従って、地上デジタル放送になれば、電波障害での不具合責任は国でしかるべく対応願いたい。根拠のない負担を分譲マンションに押しつけないで貰いたい。 尚、アナログ放送の障害対策機器で不要になるものの撤去・復旧費も国の助成措置を要請します。		地上デジタル放送は、アナログ放送に比べると受信障害の改善が見込まれており、現に都市受信障害対策共聴施設によりアナログ放送を受信している世帯のうちの一部は個別アンテナによる直接受信も可能となります。デジタル放送への移行後、このような世帯に対しては受信障害対策の必要性はなくなるものと考えられます。なお、地上デジタル放送において受信障害が解消することで個別アンテナによる直接受信への移行を選択し、不要となる共聴施設を撤去しようとする場合、その費用については、受信障害の原因となった建築物等の所有者の負担になると考えます。 一方、地上デジタル放送においても引き続き受信障害が解消しない世帯に対しては、地上デジタル放送への移行後も引き続き、受信障害の原因物の所有者によって、共聴施設の適切な維持管理等の措置が講じられる必要があると考えます。 なお、周辺事情の変化により受信障害の原因となる建築物等が当初と異なっている場合には、それらの建築物等の所有者間で費用負担を含む責任分担等について協議を行っていただくことが適当と考えます。

その他	分譲マンションの受信対応で、多額の費用が発生すると思われるのに、現在のアナログ電波を流しているケーブルの再使用が不能となると、そのマンションの負担は過大になる。これはケーブルの性質と施工上の問題なので、マンション毎に違いが出る。受信器以前の大きな問題です。過大な費用負担が発生するマンションや施設には国の助成措置を要請します。		放送の受信設備は、個別アンテナ、共聴施設を問わず、受信者自らが設置することが基本であり、そのデジタル化対応も一義的には受信者に対応いただくこととしている。特にマンション等集合住宅の共聴施設については、この基本的な考えに沿って、住民同士で改修方法や費用負担等について話し合い、デジタル化対応を図っていただきたいと考えます。
個人	地形難視地域には、地元組合が所有している受信障害対策施設が数多く存在する。現在公表されている中継局ロードマップにおいて、これらの地域が共聴ケーブルで視聴する地域として示されている場合には、今後、地上デジタル放送が安定して受信できるか否かの調査を行い、受信良好な場所の選定作業を進めなければならない。今回の答申には、これらの動向把握や改修の働きかけを行う体制構築の必要性のみの提言にとどまっている。現実問題として、山岳地での受信調査は、平坦地とは異なるので、調査段階から指導・支援する体制と、これらの作業に伴う費用支援体制まで含めた具体的な整備が早期に必要と考える。	平成23（2011）年7月までに、地上デジタル放送への移行をスムーズに行うためには、上記のような地域に対する指導・支援の具体的な体制を早期に整備することこそが重要なのではないのでしょうか。	共聴施設のデジタル改修については、改修が進められるよう周知広報を継続・反復的に実施していくとともに、きめ細かな相談体制の早期構築に向けて検討していきます。
CATV関係事業者等	「共同受信施設利用者のデジタル対応に関する相談」については、丁寧な対応が可能となるための窓口設置等を明示すべきではないでしょうか。 例示) 辺地共同受信施設情報を把握され諸施策を実施された事例のように、集合住宅や受信障害対策用の共同受信施設情報を一元的に把握し、デジタル化対応の進捗を把握できるデータベースの構築・管理 例示) 既存の全国民対象の電話受信相談対応のほか、都道府県単位等で訪問による受信相談対応ができる組織・体制の構築と活動費を含めた予算化	日本CATV技術協会では、フリーダイヤルの電話相談窓口を設けて共同受信施設利用者からの受信相談に対応していますが、「デジタル改修のための事前調査」等を実現するためには、施設管理者や保守業者などの情報を相談者へ提供することが有効と考えます。 しかし、せっかく利用者からご相談いただいても、当協会で施設管理情報を把握していない等で、ご提示出来ない場合があります。また、技術情報等を得るための現地調査を行う場合、相談者の実費負担となります。ご相談者が共同受信施設加入者個人の場合などでは、電話による相談のみでの対応となり、デジタル化に向けた取り組みに繋がらないケースが多くなります。施設管理者・保守業者等の情報を相談者へ容易に提供できる仕組みや現地調査が容易に行える仕組みの構築を期待します。	共聴施設のデジタル化対応を含む専門相談窓口については、関係業界との連携のもと、その明確化と組織化を進めており、今後、より一層の充実を図る必要があると考えます。 なお、都市受信障害対策共聴施設については、今後、関係者との密接な協力のもと、施設情報の一元的な把握とデジタル化対応の進捗の把握を行う必要があると考えます。また、2008年度後半に地域レベルの「地域相談・対策センター（仮称）」を設置する方向で予算要求を行っているところです。
CATV関係事業者等	共同受信施設のデジタル対応については、どのように前倒しするのかの方策を示すことが重要と考えます。具体策の明示をお願いします。 例示) 国・地方公共団体や公益企業等が設置・管理する共同受信施設のデジタル対応の前倒し促進と進捗把握 例示) 受信点調査費用の一部支援など、デジタル化対応の前倒しを促進するための方策 例示) デジタル化促進モデル都市宣言の実施や集合住宅など棟内共同受信設備のデジタル対応済みマーク（仮称）	残された3年あまりの期間に混乱無く円滑なデジタル化を実現するため、当協会としても共同受信施設改修工事パワーの調査を検討しているところですが、要改修工事総量の把握と計画的な改修実施目標を明示することが工事体制維持のためにも重要と考えています。 また、共同受信施設改修やデジタル化対応が2010年～2011年に集中すると、工事パワーの不足とともに、それに起因したトラブルが起きるのではないかと危惧しています。 民間パワーを最大に活用し円滑なデジタル化を実現するためにも、要改修工事総量の把握と共同受信施設改修工事の進捗把握および公表等の具体的な施策を、オールジャパンでの連携のもと、国が率先して取り組むようお願いいたします。	共聴施設のデジタル化対応については、工事の平準化の観点から、早期改修の働きかけをより一層強化する必要があると考えます。特に、国や地方公共団体等が設置・管理する公共施設において、計画的かつ早期にデジタル化対応を進めていただくような働きかけも必要と考えます。
その他	放送事業者は、電波の送信主体として、自助努力によってアナログの電波でカバーしていた世帯の100%をカバーすべきであるが、そのために既設共聴施設の活用を計画している場合は、当該施設の関係者の意向を踏まえ取り組むよう、国として指導いただくよう要望する。	当社は、アナログ放送終了に伴い受信障害が解消された場合、補償責任が消滅するため、共聴施設を同放送終了とともに運用停止し、順次廃止することを予定している。 一方、中継局ロードマップにおいては、受信方式が共聴ケーブルとなっているエリアがあるが、全ての既設共聴施設の活用が前提となっていると、上記のように既設の共聴施設が撤去されることとなっている地域では、カバーされないまま取り残されると思われるため、100%カバーの実現に向け、計画を再確認するよう放送事業者へ指導いただく必要があると考えます。 また、限られた時間の中でデジタルへの完全移行を実現するためには、一時的に既設共聴施設を活用せざるを得ない場合があると思われるが、それを中継局ロードマップに反映するのであれば、事前に所有者の承諾を得る手続きが確実に行われるよう、放送事業者へ指導願いたい。	既設共聴施設を活用する方策については、今後、検討を深める必要があると考えます。
その他	現行の辺地共聴に関する支援策の適用条件である、「事業主体が地方公共団体であること」、「条件不利地域に該当すること」という条件を撤廃し、既存の共聴施設全般に対して包括的に支援する施策としていただくことを要望する。	中継局ロードマップの策定にあたっては、あらゆる共聴施設の活用が前提となっており、当社が保有する受信障害対策用の施設もその対象となっているようだが、デジタル化に伴い当社構造物による受信障害が解消された場合、補償責任が消滅するため、当社は同施設を廃止することで予定している。 一方、上記のような地域の中には、電波によるカバーが十分でなく地形的にアンテナ受信が困難でかつその他の受信手段（CATVなど）がない地域があることから、地域住民（共聴組合等）が当社に対して施設譲渡を要望し、同施設を活用することが想定される。 このように、共聴施設の活用は、辺地における地方公共団体の取り組みのみではないため、事業主体や設置地域を条件に一律に対象施設を限定せず、全ての共聴施設を対象にすべきと考えます。	支援措置の拡充等については、御要望として承ります。

<周知広報>

提出者	意見	理由	回答
個人	<p>「第六章 周知広報 3. 提言」のうち、「(3) 周知広報の内容」で、 「そもそも自分の住んでいる地域において地上デジタル放送が受信できるか、いつ受信できるようになるか容易にわかるよう中継局等の整備計画等をさらに明確にしていくことも必要である。」とされているが、平成19年9月13日付け「地上デジタルテレビジョン放送「市町村別ロードマップ」の公表」において「新たな難視世帯」とされた世帯は、「第三章 送信側の課題(2) 一補完措置」が財政的・技術的に裏打ちされ実施時期が示されるか、または、デジタル放送の視聴環境が整うまでアナログ停波は行われることはないかと心配される限り、アナログ停波の周知広報がされればされるほど、よりアナログ停波に対する不安が増すばかりになるのではないかと心配されてならない。</p>	<p>平成19年9月13日付け「地上デジタルテレビジョン放送「市町村別ロードマップ」の公表」において、「新たな難視世帯」とされた世帯は栃木県の場合「4,770～8,830」とされ、これまで公表されていた放送エリアのめやす記載の2010年末の電波カバー世帯と今回公表の2010年末の電波カバー世帯では約1%も少なくなっている。 この「新たな難視世帯」に該当する世帯は、これまで漠然とした不安をもっていたと思うが、難視世帯が公になったことにより、ますますアナログ停波が不安になっていると思われるため。</p>	<p>2011年時点では、デジタル放送が受信できないと想定される地域については、今後、総務省、放送事業者、地方公共団体等関係者が連携して、具体的な対応策を検討していくことが必要であると考えます。</p>
自治体等	<p>P26(3) 集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設 P32(2) 周知広報の体制 受信者からの相談に適切に対応できるよう、地域レベルで整備するとされている「相談体制」については、早急に都道府県単位で設置し、きめ細かな対応を行うべきである。</p>	<p>地上デジタル放送のエリア拡大や、それに伴う受信機の普及等により、県民からの相談が増加していることから、各地の実情に応じたより細やかな対応が可能となるよう、都道府県単位での相談窓口の設置が必要であると考えます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
地上放送関係事業者等	<p>デジタル化の意義の周知については、「周波数の他用途利用による利益の享受」を中心に行うべき。「きめ細かな周知広報」を実現するため、国は地方公共団体等に協力を要請して、周知のための機会を設けるべき。</p>	<p>デジタル化が放送事業者の利益と受け取られることのないように、「周波数の他用途利用による利益の享受」を前面に打ち出した周知を図るべき。 提言にある周知広報の内容は、視聴者に対してテレビスポットでは伝えきれない細部に亘るため、国は説明の機会を、地方公共団体等の協力を得て数多く設けるべき。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
その他	<p>簡易なチューナー等の購入により発生する、アンテナの交換等の必要性(周知広報の内容の②視聴環境によってはアンテナの取り替えやブースターが必要になる場合)に関する周知広報活動の強化</p>	<p>地上デジタルテレビ放送を普及させるにあたって、様々な報道や、それらに対する色々な反響が、実際に「地上デジタルテレビ放送関連事業」に携わり、その第一線で活動している組合員から上がってきています。総務省をはじめ、様々な機関が行っている周知広報活動の結果、末端の受信者の方々も「地デジ」に関する認知度・需要は、大変高まってきたと言えます。しかし、その一方、簡易なチューナー等の購入により発生する、アンテナ等の工事に関しての認知度は依然として低いままです。実際に現場では、「チューナー(またはテレビ)だけ換えれば映る」、「工事が必要なんて聞いたことはない」などの声が受信者の方々から寄せられており、簡易型チューナーの普及という観点からも、やはり、アンテナの交換等の必要性に関する周知広報活動の徹底強化を行うことが必要ではないかと考えています。</p>	<p>ご指摘のとおり、視聴者への周知広報の徹底は、重要な課題であると考えます。</p>
衛星放送関係事業者等	<p>地上デジタル放送における周知広報における課題は、BSデジタル放送においても共通な課題であり、各提言における取組はBSデジタル放送とも連携して進められることが必要であると考えます。</p>		<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
メーカー等	<p>賛成である。周波数の他への転用につき、将来の必要性とそれによる国民としてのメリットを明確に伝え、消費者がアナログ終了を行うことの理解を深めるよう、国としての広報をお願いしたい。</p>	<p>高精細などのデジタル放送の特長の周知活動に比べ、なぜ、アナログ放送を終了させ、デジタル化しなければならないのかの説明が消費者に十分周知されていないと思われる。</p>	<p>賛成意見として承ります。なお、国としての広報に関する意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
メーカー等	<p>市町村レベルでのきめ細かな相談体制が必要であると考えます。</p>	<p>地域毎に事情が違い、きめ細やかな対応を行うには、視聴者の身近に相談できる体制が必要であると考えます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
メーカー等	<p>賛成である。これまで、アナログテレビへのシールの貼付や、販売店店頭でのチラシ配布、放送スポット等、民間ルートでの周知広報が主であったが、今後は、各市町村レベルでのきめ細かな周知広報活動が積極的に行われることを望む。</p>	<p>今後の周知は、住民により密着した活動が重要となるため。</p>	<p>賛成意見として承ります。なお、市町村レベルでのきめ細かな周知広報活動に関する意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

地上放送関係事業者等	中間答申においても「国は、受信相談の拡充等地域レベルでの相談体制を平成20年度中に整備していくべきである。」としていますが、アナログ停波まで4年を切っている現状を踏まえ、国の相談組織を早期に都道府県レベルに設置し、各地の実情に応じた相談対応のみならず、受信指導まで行える調査・相談・指導体制を整備することが急務であると考えます。	各地域におけるデジタル化を短期間に達成していくためには、各地域の実情に応じたきめ細かで丁寧な受信指導が不可欠です。特に、電波サービスのフリンジ（縁辺）エリア、ビル陰対策共聴エリア、デジタル難視地域等では、現地調査を実施した上で具体的な受信方法を指導する必要があり、そのための国の体制を早急に整備する必要があると考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	国は自治体の協力も得たうえで、地域事情に応じたきめ細かな相談体制作りを進めるべきです。自治体の協力を得る上で、必要であれば財政的な支援措置も講じるべきです。また今後はアナログの認知率向上ばかりでなく、デジタル化への対応を、国民に促すような周知広報活動を推進すべきと考えます。	答申が「地域の実情に応じたよりきめ細かな相談対応が必要であり、国は、受信相談の拡充等地域レベルでの相談体制を平成20年度中に整備していくべきである」としている通り、2011年の完全デジタル移行直前の追い込み段階では、視聴者から様々な問い合わせやクレーム等が多数寄せられることが予想されます。こうした問い合わせに対して、その受け皿作りなどの環境整備が国主導で進められることを強く希望します。デジタル化に当たり、地域住民への周知広報活動や、受信相談体制の構築などの面で、住民に最も身近な立場の自治体の協力は不可欠と考えます。国の施策を円滑に実行する上で、国から自治体に対する適切な指示、協力要請は欠かせず、必要に応じて財政的な支援措置も講じるべきと考えます。デジタル受信機の普及率はまだ3割弱にとどまっており、完全デジタル移行まで4年を切った今、デジタル機器への買い替えを促進するためには必要な機器や受信方法、買い替えにどのくらいの費用がかかるのか、といった具体的な情報の周知徹底が不可欠と考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	周知広報には十分な予算の裏づけが必要である	周知広報のプランに「地デジを直接体感してもらう…」とされている。従来の家電店等でのチラシ配布や放送事業者による自主的なテレビスポットの放送といったワンウェイの周知広報から、双方向周知広報へのステップアップであり評価できる。しかしながらこの種の施策は大きな費用負担をともなうものである。国は少なくとも平成21年度以降については早期に予算措置を示し、効果的な具体案作りを進めるべきと考える。また全世帯へのポストイングなど、地デジへの全面移行を確実に伝える施策についても余裕を持ったタイミングで予算措置し実施すべきと考える。	予算措置の拡充については、要望として承ります。
通信関係事業者等	第六章「周知広報」、3. 提言の(3)「周知広報の内容」で記述されている「デジタル放送の受信方法に関する情報／地上デジタル放送を視聴するための3つの選択肢」に、4つ目の選択肢として『IP同時再送信を行う電気通信役務利用放送サービスへの加入』を加筆し、周知広報のスキーム、体制作りに参加させて頂きたいと考えます。	第三章「補完措置」、3. 提言の(1)「IP同時再送信」において、電気通信役務利用放送事業者によるIP同時再送信サービスの有効性及び必要性和期待が述べられており、弊社も平成20年(2008)年内に同サービスを開始すべく準備を行っており、視聴者への周知広報の仕組み作りも大きな意義があるものと考えております。	要望として承ります。なお、IP同時再送信については、第4次中間答申の提言のとおり、「サービス提供地域と提供開始時期を事業可能な範囲内でできるだけ早期に検討し公表」すべきと考えます。
自治体等	デジタル放送の開始やアナログ放送の終了に関する国民への認知度の拡大は認められるところですが、辺地共聴施設や集合住宅共聴施設の改修などの個別対応に対しては理解が進んでいないのではないかと懸念される。このため、アナログ放送の終了間近になって、共聴施設の改修問題がクローズアップされるのではないかと懸念されることから、受信エリア等に関するものだけではなく、具体的な技術面や財政支援に対する相談についても対応することができる相談窓口の積極的なPRが必要なものと考えます。		ご指摘のとおりと考えます。
CATV関係事業者等	地上デジタル放送の認知度は約9割まで伸びている反面、実際の視聴状況は22%という状況であり、普及促進に向け、更なる周知広報が必要と考えます。中でも、ケーブルテレビは重要な受信方法の一つであり、周知強化に向けケーブルテレビ事業者も積極的に協力させていただきたいと考えます。	地上デジタル視聴に関しては、受信機購入だけでなく、アンテナ設備の問題点に対しても独自にツールの作成や広報を行っており、地上デジタルの有意義性を理解していただくためにも、デジタル放送を体感できるように売舎や電器量販店にてデモ機器の設置を行っております。これらを活用し、行政と一体となった周知広報が普及促進の大きな力になると考えます。	ケーブルテレビ事業者におかれては、地上デジタル放送の普及促進に向けて、可能な限りご協力いただきたいと思います。
地上放送関係事業者等	8. 国は、地上デジタル放送の普及促進のため、各都道府県の県庁所在地等に相談窓口を早急に設置すべき	国は、地上デジタル放送の普及促進のための周知広報の重要な柱として、地域特有の問い合わせ等に対応するため、各都道府県の県庁所在地等に相談窓口を早急に設置すべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。

<アナログ放送終了にあたっての課題>

提出者	意見	理由	回答
衛星放送関係事業者等	地上放送におけるアナログ放送の終了にあたっての課題は、BSデジタル放送においても共通な課題であり、各提言における取組はBSデジタル放送とも連携して進められることが必要であると考えます。 特に、アナログ放送の終了のための計画の立案と公表に関しては、BSアナログ放送の終了のための計画立案に密接に関係するため、計画の策定においては、BSアナログ放送の関係者を交えることを強く要望いたします。		今後の検討の参考とさせていただきます。
自治体等	提言においては「地上デジタル放送の普及の観点からは地方公共団体が一定の役割を担うことは必要になるであろうが、その際には、地方公共団体に一方的に役割や責任、また財政負担を課することがないよう」とされており、この趣旨を放送事業者や国に徹底するようお願いしたい。 特に、受信環境対策に関して地方自治体に協力を求める場合には、地方自治体に対し必要な情報を提供したうえで十分に協議を行い、合意形成を得て進めるようお願いしたい。	デジタル放送への円滑な移行のためには、国と放送事業者の主体的な取組みに加え、住民への周知や広報の面で都道府県、市町村の協力が必要になると思われる。 しかし、現状は、市町村に対する情報提供や説明の不足により、市町村の関心の度合いや関与の仕方は大きな差がみられる。また、市町村は、中継局がいつできるのか等の情報が提供されていないにもかかわらず、国から共聴施設整備計画の提出を指示されるなど、デジタル化に係る事務処理について市町村の不信を招く事態も生じている。 デジタル化は、国策として進めているものがあることから、国においては市町村に対して丁寧な説明を行い、市町村の理解を得ながら進める必要がある。	今後の検討の参考とさせていただきます。
個人	アナログ波停止を延期することも視野に入れるべきである	現在の進捗状況で無理やりアナログ波を停止すれば混乱することは必至である。法律で決まっても無理やり実行すればどうなるか、混乱や国民の負担を考えれば法律を変更するべきではないか。誰のための法律なのかと言いたい。	アナログ放送の終了時期を延期することは適切ではないと考えます。
個人	国民の理解と協力が不可欠とあるが、アナログが停止になるからといって、高価なデジタル対応機器に買い換えることは無理である。アナログ程度の価格になり、アナログ機器が壊れた場合には買い換えることは考えられる	価格的な理由である。高価な機器を購入する必要がない。	参考意見として承ります。
個人	国民の理解と協力が不可欠とあるが、一度に全ての機器をデジタル対応にしなければ高価なデジタル機器を買っても無駄である。すなわち、アンテナがアナログ波を受信するように向いていれば、デジタル波は受信できない。よって、一部の機器を先にデジタル対応のものに買い換えることは無駄であるといえる。		参考意見として承ります。
メーカー等	「第四章3. 提言（1）受信機の普及②」において記述されている簡易なチューナー等については、本章にて「デジタル放送受信機の普及に最大限努力を払った上で、それでも残存するアナログテレビを利用可能にする為の一手段」としてとりあげるべき内容である。 又、簡易なチューナーの価格に言及することは、健全な競争市場を阻害し、価格のみの情報が独り歩きして消費者の買い控えを誘引するなど、デジタル放送受信機全般の普及阻害要因になりかねないので、具体的金額を記載するべきではない。	簡易なチューナーは、通常デジタル放送普及とは異なった視点で考える必要であることから。	一般に個々の商品の価格や流通等は受信機メーカーの商品企画に依るべきものですが、総務省としては本中間答申を踏まえ、地上デジタルチューナーに関する視聴者の混乱を避ける観点からも、簡易で低廉なチューナーと従来のデジタルチューナーとの区別が明らかとなるよう、関係団体における仕様検討等を推進するなど、受信者側の環境整備に引き続き努めていく考えです。
メーカー等	賛成である。 省庁間のデジタル化への取り組みレベルを合わせることは、デジタル放送全面移行のために不可欠である。	デジタル化を国策として確実なものとするために、政府全体としての体制整備は必要である。	賛成意見として承ります。
メーカー等	賛成である。 調査内容としてアンテナの有無、テレビへのアンテナケーブルの接続の状況、視聴の実態等の実地調査が必要と考える。	これまででも、デジタル受信機購入者がアナログ放送を視聴している報告があること、等から、実地に調査しないとわからないことが多いと考えるため。	賛成意見として承ります。 なお、調査内容に関する意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
メーカー等	事前の課題の洗い出しの為に、机上の検討だけではなく、モデル地域等での停波の実証実験が不可欠である。	停波してみないと分からない予期せぬ課題を洗い出すには、実証実験がもっとも有効と考える。逆に心配していたことがそうでもなかった、ということが分かることもある。 また、洗い出した課題の解決にも時間を要すると思われるので、できる限り早期に実施すべきであると考える。	今後の検討の際の参考とさせていただきます。

メーカー等	賛成である。遅くとも平成20年夏までには公表・周知を開始していただきたい。又、検討にあたっては、視聴者間合わせ対応や工事の平準化等、終了時に混乱が生じないように十分配慮するべきである。	具体的な計画の公表・周知により、計画遂行のための関係者の役割分担が明確になるとともに、視聴者の意識を高めることができる。	賛成意見として承ります。
地上放送関係事業者等	各地域での相談・指導体制の構築と並行して「デジタル化推進本部」など、国が一体となってデジタル化の課題に取り組める体制を整備することが必要であると考えます。	すでに総務省においては、地上放送のデジタル化について総合的・計画的な推進を図るため、省内に総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送総合対策本部」を設置されていますが、短期間にデジタル化を達成するためには、省庁を越えた「デジタル化推進本部」（仮称）など、政府が一丸となった取り組みを行う体制の整備が必要であると考えます。	内閣官房に設置された「デジタル放送の移行完了に関する関係省庁連絡会議」等において検討を進めていますが、ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	早期に調査の手法を開発し、実施に移していくことが必要と考えます。	アナログ放送の終了は、今後、国民的な議論の対象となってくると考えられます。そうした際に、国民・視聴者が納得する説得性のある調査手法を確立し、実施することが必要であると考えます。これが実現してはじめて、いつ実際に電波を止められるのかという現実的なアナログ放送終了の議論が可能になると考えます。	平成20年夏までにアナログ終了のための具体的な計画を策定し、これを公表できるように取り組むとともに、計画の策定に向けてデジタル放送の視聴実態の適正な把握に努めます。アナログ放送終了のための具体的な計画の策定及び行動計画に示す普及目標のフォローアップのために、デジタル放送の視聴実態のより綿密な調査の手法について検討を進めていきます。
自治体等	(1) デジタル放送への全面移行のための体制 「地上デジタル放送の普及の観点から地方公共団体が一定の役割を担うことは必要となるであろうが、その際には、一方的に役割や責任、財政負担を課することがないよう」とされており、この趣旨を放送事業者や総合通信局に徹底すること。 特に、受信環境対策に関して地方自治体に協力を求める場合には、地方自治体に対し必要な情報を提供した上で十分に協議を行い、合意形成を得て進めること。	デジタル放送への円滑移行のためには、国と放送事業者の主体的な取組みに加え、周知、広報の面から、都道府県、市町村の協力が必要になると考える。しかし、現状は、市町村に対する情報提供や説明の不足により、市町村の関心の度合いや関与の仕方は、相当異なっている。また、市町村は中継局がいつできるのか等の情報が提供されていないにもかかわらず、国から共聴施設整備計画の提出が指示されるなど、デジタル化に係る事務に対して、市町村の不信感が募るような事態も散見される。デジタル化は国策として進められるのであるから、特に総合通信局は市町村に対して丁寧な説明を行い、市町村の理解を得ながら事務を進める必要がある。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	受信対策の責任主体は国であることを明確にした上で、視聴者や放送事業者、メーカー、流通・販売業者等の関係者、そして自治体関係者の協力を得て、受信環境の整備に努めるべきです。特に今後は周知・広報等の面で住民に近い立場にある地方公共団体の役割の重要性が増すと考えられ、国は地方公共団体が一定の役割を果たしやすい環境作りを努めるべきです	デジタル放送への完全移行を着実に進めるにあたっては、送信側と受信側で、その解決すべき課題を整理し、それぞれ関係者が主体的にどのように係っていくかを洗い出すことが重要と考えます。送信側においては、放送事業者の自助努力によりアナログエリアの99%をカバーする目途がたっていますが、一方で、受信側においては受信機の普及率は現時点でなお3割弱にとどまっています。受信対策の責任主体は国であることを明確にした上で、国は、こうした現状に危機意識をもって、視聴者はもとより、放送事業者や受信機メーカー、流通・販売業者等の関係者、そして自治体関係者の協力を得て、必要な施策を展開し、受信環境の整備に努めるべきと考えます。地方公共団体に一方的に役割や責任、また財政負担を課すことは元より意図しておらず、国は、自治体が協力しやすいよう、財政的な支援措置も含め環境整備を率先して図るべきと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
自治体等	2011年の地上デジタル放送への完全移行に際しては、新たな難視聴地域が発生することがないように、国および放送事業者の責任において万全を期すとともに、対応方策や計画などの情報提供を積極的に行うこと。 また、中継局等によりカバーすることが困難な場合には、地方公共団体や住民に新たな負担が生じることがないように、国の責任において適切な措置を講ずること。 なお、これらの対応に際しては相談体制の整備と十分な情報提供など、住民に過大な負担や不利益が生じないように万全の体制で臨むこと。	地上デジタル放送は国の政策として行われたものであることから、国および放送事業者において、従来からの放送受信者に対して不利益となることがないように対処すべきである。 特に、従来の都市受信障害等で受信してきた住民および原因者に対し、地上デジタル放送への移行に際しての対応は多額の費用負担が求められる場合があるので、単に両者の話し合いのみで解決すべきものではないと考える。 また、これまで建築物等による受信障害施設での対応としたものについて、受信障害が解消された場合において難視聴地域となる場合などの対応は、国および放送事業者において受信者に過大な負担を求めることなく適切な対応を図るとともに、必要に応じて支援措置等を講ずるべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。
自治体等	「地上デジタル放送の普及の観点から地方公共団体が一定の役割を担うことは必要となるであろうが、その際には、一方的に役割や責任、財政負担を課することがないよう」とされており、この趣旨を放送事業者や総合通信局に徹底するようお願いしたい。特に、受信環境対策に関して地方自治体に協力を求める場合には、地方自治体に対し必要な情報を提供した上で十分に協議を行い、合意形成を得て進めていただきたい。	デジタル放送への円滑移行のためには、国と放送事業者の主体的な取組みに加え、周知、広報の面から、都道府県、市町村の協力が必要になると考える。しかし、現状は、市町村に対する情報提供や説明の不足により、市町村の関心の度合いや関与の仕方は、相当異なっている。また、市町村は中継局がいつできるのか等の情報が提供されていないにもかかわらず、国から共聴施設整備計画の提出が指示されるなど、デジタル化に係る事務に対して、市町村の不信感が募るような事態も散見される。デジタル化は国策として進められるのであるから、特に総合通信局は市町村に対して丁寧な説明を行い、市町村の理解を得ながら事務を進める必要がある。	今後の検討の参考とさせていただきます。

地上放送関係事業者等	アナログ放送終了によって、テレビ放送が見られなくなる視聴者があってはならない。2011年まで残り4年をきったことを十分に認識した上で、実現可能な具体策を、速やかに検討し、国民に明示すべきである。	2011年時点で、中継局によるカバーの見込みが立っていない地域もあり、その補完措置も確立されていない。また提言にあるように、中継局の建設からアナログ放送終了まで極めて短い期間しかない地域が発生する。2011年アナログ放送終了が可能という前提に立つのであれば、国民が視聴機会を奪われることのないことを最優先に、実現可能な具体案を国の責任において提示することが急務である。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	アナログ放送終了のための具体的な計画は、国と放送事業者が協力して検討すべきであるが、その計画立案、公表・周知については、国が主体となって行うべきである。	放送のデジタル化は、国がリーダーシップを取って行ってきた事業であり、アナログ放送の終了計画についても国が責任を持つべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。
地上放送関係事業者等	9. 政府は、確実にアナログ放送を終了し、デジタル放送への完全移行を達成するため、国を挙げた推進体制を早期に確立すべき	政府「IT戦略本部」が平成19年7月にとりまとめた「重点計画－2007」では、「地上デジタルテレビ放送への完全移行」の担当省府を「内閣官房、総務省および関係省府」としている。これは、「IT戦略本部」が、2011（平成23）年のデジタル放送への完全移行には、総務省のみならず、全省府をあげた取り組みが必要であるとの考え方を示したものである。政府は、こうした「IT戦略本部」の考え方を踏まえ、確実にアナログ放送を終了し、デジタル放送への完全移行を達成するため、国を挙げた推進体制を早期に確立すべきである。	内閣官房に設置された「デジタル放送の移行完了に関する関係省庁連絡会議」等において検討を進めていますが、ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。